

高齢者虐待対応
マニュアル
改定第三版

昭島市

はじめに

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成18年4月に施行後、平成23年7月に虐待対応の専門性が期待される地域包括支援センターの相談員及び居宅介護支援事業所などの関係機関向けに昭島市虐待対応マニュアルを策定し、平成25年3月に改訂しました。

平成30年3月には、厚生労働省老健局が「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(以下「厚生労働省マニュアル」という。)を改訂し、記録の重要性を強調し、各自治体による権限行使に関する内容などを追補しました。

昭島市高齢者虐待対応マニュアルの改訂第二版から数年が経過し、令和5年3月に厚生労働省マニュアルが改訂されたことを受け、昭島市高齢者虐待対応マニュアルにおいても、改訂第三版を策定いたしました。

虐待は、生命への危険に直結する可能性が高く、緊急性の見極めが重要となります。緊急性の判断を行うには、組織としての判断が求められ、時に強制力を伴う場合があるからこそ、法的根拠や市町村権限について十分理解し、市として、専門職として説明責任を果たせるようにする必要があります。

改訂第三版は、令和4年4月に全面施行された個人情報の保護に関する法律の改正内容や、成年後見制度利用支援事業の積極的な取り組み内容を踏まえた改訂をおこないました。

関係機関の皆様の支援業務と、高齢者虐待の対応に役立てていただければ幸いです。

令和6年3月

目 次

第1章 高齢者虐待の基本

1 高齢者虐待とは	3
1. 1 高齢者虐待防止法	3
1. 2 「高齢者虐待」の捉え方	3
2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	12
2. 1 高齢者虐待対応の目的	12
2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点	12
2. 3 留意事項	15
3 市町村における業務	17
3. 1 相談・通報・届出への対応	17
3. 2 昭島市介護福祉課、昭島市地域支援センターの役割	18
3. 3 事務の委託	19

第2章 高齢者虐待の対応

1 養護者による高齢者虐待への対応	21
1. 1 早期発見	21
1. 2 相談・通報	22
1. 3 保健・医療・福祉関係者の責務	22
1. 4 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進(省令改正)	23
2 事実確認	24
2. 1 事実確認のポイント	24
2. 2 介入拒否時の対応	25
3 アセスメント	27
3. 1 アセスメントのポイント	27
3. 2 アセスメントの観点	27
4 支援方針の検討と支援計画の策定	28
5 具体的な支援方法	29
6 モニタリング・評価	33
7 終結	34

第3章 家族への支援

1 家族支援の意義	35
2 家族をみる視点	35
3 支援者の基本姿勢	35
3. 1 家族の想いの受容	35
3. 2 家族の主体性(自己決定)の尊重	35
3. 3 中立的な立場での支援	36
4 家族支援のポイント	36
4. 1 多面的な介入	36

4. 2 本人支援チームと養護者支援チームの協働	3 6
4. 3 長期的な観点から支援方針の決定	3 6
4. 4 支援者間で情報交換、共通対応方針の徹底	3 6
第4章 権利擁護支援	
1 財産上の不当取引による被害の防止	3 7
1. 1 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介	3 7
1. 2 成年後見制度の市町村長申立	3 8
1. 3 成年後見制度利用支援事業	4 0
1. 4 地域連携ネットワークと中核機関について	4 1
1. 5 相談受付から後見人等が選任されるまでの流れ	4 3
資料集 1. 帳票集	
(1) 初回相談受付票兼高齢者虐待受付票	4 7
(2) 事実確認票（昭島市版）	4 9
(3) 高齢者虐待リスクアセスメントシート（昭島市版）	5 1
(4) コアメンバー会議録、支援計画・モニタリング票	5 3
(5) 個別ケース会議録、支援計画・モニタリング票	5 5
(6) 昭島市高齢者虐待ケース進行管理票	5 7
2. 通知・法令等	
(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	6 1
(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	7 0
(3) 介護保険法 一部抜粋	7 9
(4) 老人福祉法 一部抜粋	8 2
(5) 老人福祉法施行令 一部抜粋	8 5
(6) 個人情報の保護に関する法律一部抜粋	8 7
(7) 戸籍法 一部抜粋	9 0
(8) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について	9 1
(9) 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」 及び消費者被害への対応について	9 3
(10) DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の 周知について（依頼）	9 5
(11) 住民基本台帳事務における支援措置申出書	9 7
(12) 身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否する ことについて	9 9
(13) 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業 に関する相談への対応について	1 0 0
(14) 高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）	1 0 7
(15) 児童虐待防止法, DV 防止法, 高齢者虐待防止法, 障害者虐待防止法の比較	1 1 4

第1章 高齢者虐待の基本

1. 高齢者虐待とは

1. 1 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

1. 2 「高齢者虐待」の捉え方

1) 高齢者虐待防止法による定義

ア. 高齢者とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています（同法第 2 条第 1 項）。

ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（同法第 2 条第 6 項）。

①65 歳未満の者への虐待について

上記以外の 65 歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要です。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第 9 条第 1 項に定める「第一号被保険者」、同条第 2 項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務において、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。

また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則 60 歳以上の高齢者が入居しています。

高齢者虐待防止法第 9 条第 2 項において、市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待により

生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するために、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の第 10 条の 4 及び第 11 条の規定による福祉の措置を講じることができ、老人福祉法第 5 条の 4 において、65 歳以上の者（65 歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む）を対象としています。

ただし、18 歳以上 65 歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）での対応が基本であることに留意することが必要です（「障害者虐待防止法に関する Q & A について」令和 3 年 12 月 24 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室長）。

②65 歳以上の障害者への虐待について

65 歳以上の障害者については、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。この法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応することになります（被虐待者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を適用する等）。

イ. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

なお、下記のとおり、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となりますので留意してください。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第 2 条第 4 項）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |
|--|

ウ. 高齢者虐待対応を担う市町村

高齢者虐待への対応は、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待ともに高齢者の居住実態のある自治体が行うことが基本となります。

住民票を移すことなく親族宅等で生活しており、養護者による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、あるいは高齢者が住民票を移すことなく他自治体の養介護施設等で生活しており養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者の居住実態のある自治体が通報・届出の受理と事実確認の対応を行います。

対応する自治体では、必要な情報を通報者等から確認するとともに、住民票のある自治体等と連携して高齢者に関する基本情報等を取得することや、通報等が寄せられた事実等を共有し、自治体間で協力して対応できる体制を構築しておくことが必要です。

高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応主体

相談・通報・届出を受け、事実確認等の対応	高齢者が居住する市町村が通報・届出を受け、事実確認等の対応を行います。 高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力します。
老人福祉法をやむを得ない事由による措置等	基本的には、高齢者が居住する市町村が対応します。
成年後見制度の市町村長申立	基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施します。 ただし、高齢者が居住する市町村の申立ても認められています。 (関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要)

出典) R5.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」p42.43

エ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

また、養介護施設等における養介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止法第24条の規定により、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

特に介護保険法においては、「人格尊重義務違反」が規定されており、高齢者虐待はまさに人格を尊重する義務に違反する行為であることから、虐待に関する事実確認については、同法の権限を適切に行使することが必要です。

なお、「養介護施設等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する 者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

①上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、上記のとおり限定列举となっています。このため、上記に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。

しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。

②医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査等を行い、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

2)「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

ア．法に基づく対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものであることができます。

また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護業務の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45）。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。関係者は、気になる事案を発見した場合には、地域包括支援センターや行政窓口に速やかに相談通報を行います。

イ. 高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応

高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応とは、市町村や地域包括支援センターが、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法に基づいた地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。

なお、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応においては、高齢者虐待防止法における第 11 条の立入調査と第 13 条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。

実際の対応としては、ケース会議を開催して高齢者虐待に準じた対応の必要性を関係部署・機関等で共有を図り、事実確認と安全確認、アセスメントに基づく支援方針の立案と役割分担の明確化、必要に応じてやむを得ない事由による措置や市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立」という。）などの権限行使等の対応や、助言・指導（介護サービスの利用・変更を含む）等を具体的事案に応じて行うことです。

なお、これらの支援では、複数の部署や機関等による連携対応が必要になることもあるため、高齢者虐待対応の枠組みだけでなく、事案に応じて介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や、重層的支援体制整備事業等^(※)実施自治体においては、社会福祉法第 106 の 4 第 2 項第 1 号に基づく包括的相談支援や同項第 4 号に基づくアウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みを活用して支援することが考えられます。

(※) 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの（任意事業）。令和 2 年の社会福祉法改正により創設、令和 3 年度より施行。

高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応の具体例としては、以下があげられます。

①養護、被養護の関係が明らかでない 65 歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、養護者（「現に養護する者」）による虐待のため、養護者に該当しない場合（養護、被養護の関係にない 65 歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）は、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。

しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）や刑法等により対応することになります。

前述のDV防止法では、年齢に制限はなく高齢者も対象とされており、高齢者虐待防止法との関係性において優先劣後の関係にないことから、事案に応じて被虐待者の権利救済のためにどちらの法律での対応が適切か協議することが大切です。

なお、虐待対応における、相談・通報の受理段階では、虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応やDV防止法の所管課や関係機関につないでいく等の対応をすることが必要です。

②いわゆるセルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

しかし、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」、「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

そこで、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援業務や権利擁護業務等の一環として、積極的な対応が求められます（重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その一環として対応することも考えられます）。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応として、やむを得ない事由による措置による保護や成年後見制度の市町村長申立等の権限行使等を検討します。

こうした対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です（「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」平成27年7月10日老推発0710第2号）。

また、令和3年4月1日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が施行され、すべての介護サービス施設・事業所を対象に高齢者虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務付けられ（以下、「基準省令改正」という。）、養介護施設等の従業者がセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、事業所に「必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）」を図ることが望ましいことを通知しています（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成11年9月17日老企第25号）。

よって、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者が早期に適切な支援につながるよう、市町村、都道府県主催の各介護サービス事業所に対する研修等の内容に含める必要があります。

なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取り扱いについては、市町村等の行政機関は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができません（個人情報保護法第 61 条第 1 項）。

また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。

そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の同意に基づくことが困難な場合であっても、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 2 号）や、市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業、重層の支援体制整備事業における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第 4 号）等には、情報提供を行うことができます。

個人情報取扱事業者から提供する場合

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供が必要であるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～4 （略）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 （略）

◇養護者による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	○暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ○本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) など ○本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ○本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ii 介護・世話の放棄・放任	○意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など ○専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ○同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
iv 性的虐待	○本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
v 経済的虐待 (※3)	○本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

(※1)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

2. 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

2. 1 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待防止法第1条に示されているとおり、高齢者虐待対応の目的は、高齢者の権利利益の擁護に資することを、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進することです。

2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点

1) 高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。虐待対応の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することであるため、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

2) 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築することや支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

また、高齢者が分離を望んでいなくても、高齢者の生命・身体保護のために必要があれば、「やむを得ない事由による措置」を行うことを躊躇すべきではありません。この場合、高齢者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に説明することで、高齢者に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、高齢者が理解できるよう促すことが必要です。

3) 組織的な対応

地方公共団体においては、高齢者虐待の事案に対しては、担当職員一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当職員一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

4) 虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

5) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった組織的な取組を推進していくことが重要です。

6) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通報者として多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。

また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がないなどの情報、施設に設置された相談窓口に寄せられた情報等を活用した取組が、早期発見等につながります。

7) 高齢者とともに養護者を支援する

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています（高齢者虐待防止法第6条、第14条）。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

ア．高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

イ．虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、それらの要因を一つ一つ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、虐待を解消し、再発防止・未然防止することにつながります。

ウ．養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

養護者支援は、虐待の未然防止、虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援（介護疲れ、経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合も少なくありません。また、家族、親族間の関係性、家族親族の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題・課題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者、家族、親族に対する支援を行うことが必要です。

8) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯に基づく人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援に当たっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害福祉、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

2. 3 留意事項

その1 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者や養護者、養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

その2 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、住民等の関係者に周知する必要があります。

その3 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市町村が主体となり、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。「事実確認」、「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、医療機関、金融機関等との連携が必要になることがあります。

その4 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をすることを規定しています（高齢者虐待防止法第9条第2項）。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。そのためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

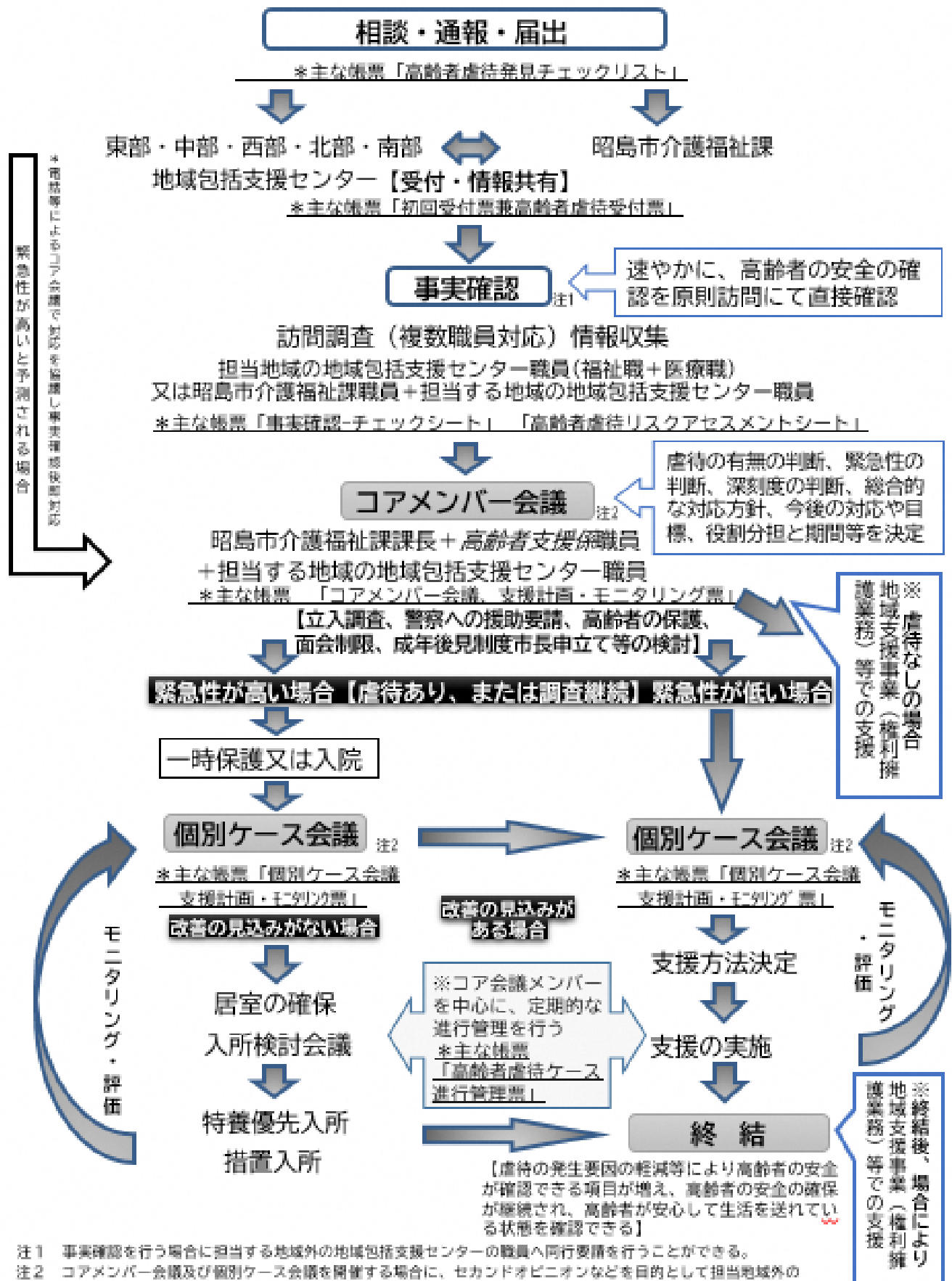
その5 記録を残す

虐待対応では、虐待の根拠となる客観的な情報を収集する必要があります。発言内容や状態・行動・態度など見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所、担当者を明確に記載します。記録者の感情や主観を入れず、事実をそのまま記録することが重要です。

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定に当たっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

虐待対応の流れ



3. 市町村における業務

3. 1 相談・通報・届出への対応

1) 相談・通報等受理後の対応

ア. 情報の集約・管理のしくみの整備

高齢者虐待への対応では、統一的な運用ルールを定め、相談・通報等を受理した後、情報収集、訪問調査等による事実確認を行い、速やかに初回のコアメンバー会議を実施し、虐待の有無、緊急性を判断し、当面の虐待対応方針・計画を検討する必要があります。

そのため、情報から対応の一連の流れを記録する帳票類を整備し、運用の管理を行うことが必要であるとともに、これらの情報を集約し、対応する仕組み自体の見直しを行うことも必要です。

共通の書式に基づき、情報の集約・共有を行うことにより、高齢者虐待に対する統一的な観点・基準での判断が可能になるとともに、事案の対応に関わる市町村担当部署と地域包括支援センターが情報を共有することで、より有効な連携につなげることが可能となります。

イ. 受付記録の作成

高齢者虐待に関する相談や通報等を受けた職員は、必要な相談内容の項目を正確に聴き取るために、相談受付票を手元に用意し、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報などを聴き取ることが重要です。しかし、様々な事由により、帳票の全ての項目を確認できないことがあるため、随時情報を収集していく必要があります。

ウ. 市町村職員等の守秘義務

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされ、守秘義務が課されています（同法第8条）。

また、事務を委託された機関の役員・職員に対しても、委託を受けた事務に関して知り得た秘密及び通報又は届出を受けた場合に、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（同法第17条第2項、第3項）。

ついては、具体的な支援に関わる支援者を含め、虐待を受けているおそれがある高齢者や養護者、家族等の情報に関する守秘義務を徹底する対応が必要です。

「虐待」という言葉が用いられないまま、相談が持ち込まれることもあることから、相談を受けた職員は、寄せられた情報から虐待の疑いを見逃さないためにも、共通の書式に基づき、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

※特に初動期の虐待対応においては、緊急的な対応を求められたり、相談時点では生命や身体に危険性が感じられなくとも事態が急変することが十分に予想されます。また、帳票等で緊急的な対応が必要な情報を整理しておき、緊急対応を要する場合には、速やかに事実確認を行い、当面の対応方針と担当職員（複数体制）を決定して初期対応を行います。その後、改めて積極的介入の必要性の判断をコアメンバー会議で検討します。

虐待の有無の判断を行うのは市町村であるため、地域包括支援センターにおいて、相談等を受け付けた場合は、速やかに市町村に報告を行い、市町村による判断につなげる必要があります。

3. 2 昭島市介護福祉課、昭島市地域包括支援センターの役割

対応項目		昭島市 介護 福祉課	昭島市地域 包括支援セン ター
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	○	◎
広報・ 啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護方法の周知、啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・専門人材の確保	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○ ◎
相談・通報・ 届出への対応	・相談、通報、届出の受付 ・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言）（第6条・第14条第1項） ・受付記録の作成 ・緊急性の判断	◎ ○ ○ ◎	◎ ◎ ◎ ○
事実確認・ 立入り調査	・関係機関からの情報収集 ・訪問調査 ・立入り調査 ・立入り調査の際の警察署長への援助要請	○ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ △
援助方針の 決定	・個別ケース会議の開催（関係機関の招集） ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	◎ ◎ △	◎ ◎ ◎
支援の実施	・やむ得ない事由による措置の実施 ・優先入所の依頼 ・市長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎ ◎ ◎	△ △ △

養護者支援	・養護者支援のためのショートステイ居室の確保	◎	△
モニタリング・ 評価	・支援の実施後のモニタリング ・評価	△ ◎	◎ ◎
その他	(養護者による高齢者虐待防止関係) ・個人情報取扱ルール作成と運用 (財産上の不当取引による被害の防止関係) ・第三者による被害の相談 ・消費生活関係部署・機関の紹介 ・庁内の障害者虐待、児童虐待等の関係部署との連携	◎ ◎ ◎ ◎	△ △ ◎ ○

出典) H30.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

3. 3 事務の委託

高齢者虐待防止法では、高齢者や養護者への相談・指導・助言、養護者による高齢者虐待に係る通報・届出の受理、高齢者の安全確認などの事実確認、養護者の負担軽減のための相談・指導・助言その他必要な措置に係る業務の全部又は一部を地域包括支援センターなど高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに事務委託することができることとされています（同法第 17 条第 1 項）。

また、養護者、高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害の相談、関係機関の紹介の実施についても、高齢者虐待対応協力者に事務委託できるとされています（同法第 27 条第 1 項）。

＜高齢者虐待防止法に定められている委託可能な事務の内容＞

- ① 高齢者や養護者への相談、指導及び助言（第 6 条）
- ② 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理（第 7 条第 1 項、第 2 項、第 9 条第 1 項）
- ③ 高齢者の安全確認などの事実の確認のための措置（第 9 条第 1 項）
- ④ 養護者の負担軽減のための措置（第 14 条第 1 項）
- ⑤ 財産上の不当取引による被害の相談、関係機関の紹介の実施（第 27 条第 1 項）

高齢者虐待防止法第 17 条第 1 項を踏まえて市町村と地域包括支援センターなどとの業務分担を行う場合、立入調査のような行政権限の行使については、事務を委託することが出来ないことに留意し、迅速かつ適切な対応が図られるよう十分配慮した体制作りを図る必要があります。

その際には、個別事案に適切に対応し、また、虐待に対応する仕組みの見直しや、予防策の構築、関係者の資質の向上につなげるため、情報を一元的に集約・管理し、さらに、関係機関にフィードバックする仕組みを作ることにも留意すべきです。

なお、複数の相談等窓口を設ける場合には、寄せられた通報等に関する情報を市町村に集約することが必要であり、そのため窓口間で情報のやりとりに関するルールを作成することが必要です。

市町村が地域包括支援センターに業務を委託した場合の役割の例については、次項のとおりですが、高齢者虐待防止法に規定される一部の業務を地域包括支援センターに委託している場合であっても、業務の責任主体は市町村にあります。

＜市町村が地域包括支援センターに委託した場合の役割の例＞

① 広報、啓発活動

高齢者虐待に関する知識・理解の啓発、認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発、通報（努力義務の周知、相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知

② 相談・通報・届出への対応

相談・通報・届出の受付、相談への対応、受付記録の作成

③ 事実確認

関係機関からの情報収集、訪問調査

④ 対応方針の決定

個別ケース会議の開催（関係機関の収集）、対応方針等の決定、対応計画の作成

⑤ 支援の実施、モニタリング

措置後（解除含）の支援、措置期間中の面会及び制限解除に係る支援、支援実施後のモニタリング

⑥ その他

高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営、財産上の不当取引による被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

（参考）地域包括支援センターが行う高齢者虐待防止に資する業務

地域包括支援センターとは、包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、市町村が設置することができるものとされています（介護保険法第 115 条の 46）。

上記の包括的支援事業は、以下の 3 つの業務により構成され、それぞれの業務の中で高齢者虐待防止に資する業務も行っています。

○ 総合相談支援業務

・ 地域におけるネットワークの構築

支援を対象とする高齢者を発見し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を行っています。

・ 実態把握

上記のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行っています。

・ 総合支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断し、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供・関係機関の紹介等を行ったり、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定したりしています。

○ 権利擁護業務

・ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法等に基づき、速やかに高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に則した適切な対応を行っています。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・ 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援しています。

第2章 高齢者虐待の対応

1. 養護者による高齢者虐待への対応

1. 1 早期発見

虐待者は、虐待をしているという自覚がない場合もあります。そのため、周囲の者がちょっとした微候に気づく視点を日頃から身につけ、適切な窓口につなげられるようにしていくことが大切です。

発見者として期待される、民生委員、町内会、自治会、老人クラブなどの自主団体、サービス事業者、その他の地域の生活関連団体（コンビニエンスストア、宅配業者等）に対し、高齢者虐待についての理解を深めてもらうための研修などの普及啓発、そして普段からの関係作りは、早期発見には欠かせません。

なお、高齢者虐待防止法では、虐待を発見した者への通報義務が規定されています。

☆高齢者虐待防止法に規定される通報と秘密保持

養護者による高齢者虐待に係る通報等（第7条）

- ① 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- ② 前項に定めるほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない。

＊虐待を受けたと「思われる」とは、「一般人であれば虐待を受けたと考えることに合理性がある」という趣旨と解する。

通報者の保護（第8条）

市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

＊公益通報者に対する保護規定 ①解雇の無効 ②その他不利益な取扱い（降格、減給、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

秘密保持（第17条第2項）

前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

罰則（第29条）

第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

1. 2 相談・通報

相談・通報を受けた際には、虐待の具体的な内容や程度、現在の状況、介護サービス等の利用状況や関わっている事業者などの情報を、できる限り詳細に聞いておくことが大切です。

必要な内容を「聞きだし」、対応していくことが、虐待の予防や早期発見・早期対応につながります。その情報には発信者の主観も含まれてしまうものです。実際に起こっている「事実」と「通報内容」には「ずれ」が生じていることを前提に、その「ずれ」がどの内容に、どの程度ありそうかを意識した聞き取りをすることが大切です。

受けた内容は、組織として相談・通報内容を判断する必要があるため、地域包括支援センター内での共有を図り、介護福祉課へ連絡します。緊急対応の必要性が高いと予測される場合は、介護福祉課へすぐ連絡し、コア会議を行います。

☆相談・通報時に最低限確認すべき情報

① 虐待の把握方法

- ・伝聞か、直接見聞きしたものか？

② 虐待の程度・頻度

- ・具体的に（器物を使っているか？ 回数は？ 期間は？・・・等）虐待の頻度が増しているか？

③ 高齢者の心身の状況、養護者の心身の状況、周囲を取り巻く環境

- ・危機的状況にあるかどうか？ 高齢者が危機回避できるかどうかを意識する。
- ・以前の状況を聞き、その後訪問した際の現在状況との比較ができるようにする。

④ それぞれ(虐待者・被虐待者等)の生活状況や支援の受け入れ(拒否)状況

- ・いつ、どのような理由で訪問したらよいかを意識して聞き取る。

⑤ 関係者、関係機関について

- ・その家にかかわっている人は誰かを聞き、その後の情報収集先とする。

⑥ 通報者の思いと当事者との関係

- ・匿名であっても通報として受け付けるが、通報者の思いや関係を聞く。

*主な情報収集者：市役所・地域包括支援センター職員

1. 3 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません（高齢者虐待防止法第5条第1項）。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（同条第2項）。

これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待のおそれに気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待の有無の判断や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠です。

1. 4 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進（省令改正）

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止する観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました（3年間の経過措置期間を設け、令和6年4月より義務化）。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

これらの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、すべての介護サービス施設・事業所の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならない事項です。そして、有料老人ホームについては指導指針にこれらを規定しています（「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」令和3年4月1日老発0401 第14号）。

自治体が実施する集団指導や運営指導を通じて、自治体が各養介護施設等に対し自己点検を励行するとともに、養介護施設等は、適切なケアマネジメントやサービス提供、高齢者虐待の防止と早期発見に向けて取組む必要があります。

なお、基準省令改正に伴う養介護施設等ごとの具体的な取組等については下記報告書及び報告書別冊を参照してください。

出典）R4.3 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書及び報告書別冊
出典）R5.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

2. 事実確認

事実確認とは「虐待の事実が確認できること」ではなく、「通報された情報について高齢者の安全やその状況の確認を行うこと」をいいます。相談通報を受けた昭島市介護福祉課、地域包括支援センターは生命に関わる危険な状態である可能性もふまえ、正確な情報を収集するとともに原則2日以内に訪問し、事実確認を行います。

訪問して事実確認を行う場合は、医療の必要性や緊急性を適切に判断できるように市や各地域包括支援センターの保健師等医療職を含めた複数体制での対応が重要となります。また、本人と養護者のそれぞれの支援チームを結成し、全体をマネジメントする役割の人も設定しながらチームで対応します。

2. 1 事実確認のポイント

- ① 原則訪問する。(通報から2日以内)...
 - ・ 健康相談の訪問など、理由をつけ介入する。
 - ・ 虐待者に虐待を疑っているということが分からないように対応する。
 - ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけずに先入観を持たないで対応する。
- ② 収集した情報に基づいて確認を行う。
 - ・ 関係者等からできるだけたくさんの情報を収集する（かかりつけ医からの医療情報や家の状況、居室内の状況、本人の様子など）。
 - ・ 虐待者がこれまで行ってきた介護などをねぎらい、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
 - ・ 個人情報を理由に情報提供を拒否されることも考えて、本人や養護者から無理強いによる情報収集は控える。高齢者や家族の生活を支援することが目的であることと情報源についても守秘義務があることを丁寧に説明する。
- ③ 解決すべきことは何かを判断する。(自分の価値観だけで判断しない。)
 - ・ 緊急分離か見守りを継続するか（分離への本人の意思確認が必要）。
 - ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か（介護負担軽減を図れるプランを検討する。）。
 - ・ 病院か施設か（緊急対応が必要）。

出典) 東京都「高齢者虐待防止に向けた体制構築のためにー東京都高齢者虐待対応マニュアルー」 p 83・84

関係機関等から情報収集する際の留意事項

関係機関等から情報を収集する際には、以下の点について留意が必要です。

- ・ 秘密の保持、詳細な情報を入手すること等の理由により、訪問面接を原則とします。
(緊急時を除く)
- ・ 関係機関等に訪問して情報を収集する際には、調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高め共通認識を持つために、複数職員による同行を原則とします。
- ・ ただし、相手側機関にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要です。

出典) R5.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 p56

2. 2 介入拒否時の対応

1) 介入拒否時の対応のポイント

介入に当たり、最大の難関が高齢者本人や虐待者からの介入拒否です。介入拒否を解消するためには、まず本人や家族の思いを受け止めて、粘り強く関わることで信頼関係を築くことが大切です。介入拒否が解消されずに、高齢者の生命や身体に重大な危険が懸念されるときには、適切な時期に立入り調査を実施します。

① 本人や家族等虐待者の思いを理解・受容する。

まずは本人や家族等虐待者の思いを理解し受容することで信頼関係をつくり、何でも話しやすい関係を作る。

② 名目として他の目的を設定して介入する。

健康相談や意識調査など違う目的を設定して介入する。

③ 訪問や声かけにより、関係を作る。

定期的に訪問したり、「近くを通りかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。時間はかかるが細く長く関わることで本人に会うことができたり、家族に連絡が取れたり、近隣から情報を聞くことができたりする。

④ 家族等虐待者の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる。

家族等虐待者の一番困っていることは何かを探り対応していく。虐待者が困っている時が介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効になる。

⑤ 家族側のキーパーソンを発掘し、協力関係を構築する。

本人の意思決定に影響を与えうる人を、家族・親族などの中から探しだし、その協力を得て援助を展開する。

⑥ 緊急性の高い場合は法的根拠により保護する。

緊急性が高いと判断される場合には法的根拠に基づく支援を行う。

2) 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、緊急的な対応措置として、行政権限として認められている立入調査の実施について検討する必要があります。

3) 立入調査の法的根拠・要件

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員や、直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます（高齢者虐待防止法第11条第1項）。立入調査は、同法第17条に規定する委託事項には含まれないことから、立入調査を行うのは、市町村又は市町村直営の地域包括支援センターに限られます。

この「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき」の要件は、十分な事実確認ができないことから立入調査の権限を行使するため、これまでの経過や関係機関からの調査の範囲において、要件があるかどうかを判断すれば足りるものであり、重大な危険が生じていることについての明確な根拠までを求めるものではありません。

たとえば、

- 本人の姿が長期にわたって確認できず、従来の受診歴やサービス利用歴から、本人の状態が危惧されるとき
- 過去に虐待歴や虐待対応の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に本人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき
- 本人が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で本人を生活させたり、管理していると判断されるとき

などです。

市町村長は、立入調査の際に必要な応じて適切に、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができるとされています（同法第12条第1項）。

また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています（同法第30条）。

出典）R5.3 厚生労働省 老健局市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について p64

4) 警察に対する援助要請

立入り調査の実施に当たり、養護者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがあるなど、警察官の援助が必要と判断される場合には、行政は警察署長への援助要請を行うことになります。この場合は、所轄の警察署の生活安全課あてに援助依頼を提出し、状況の説明と立入り調査に関する事前の協議を行います（緊急の場合は除く）。

警察署長は所属の警察官に、高齢者の生命又は身体の安全を確保することを援助するように務めることとされていますが、立入り調査は行政が法の根拠に基づいて主体的に実施するものであり、警察官の職務ではありません。

◎ 援助を求められた警察官が、以下の措置を執ることが考えられます。

（「児童虐待」についての国のマニュアル参照）

- ①職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機、状況によっては行政職員と一緒に立入ること。
- ②養護者が暴行、脅迫などにより職務執行を妨げようとした場合や高齢者への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立入ること。
- ③現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じること。

◎ 警察署長に対する援助要請等（高齢者虐待防止法 第12条）

- ①市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合においてこれらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- ②市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期す観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対して援助を求めなければならない。
- ③警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するために必要と認めるときは、速やかに所属の警察官や、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるように努めなければならない。

3. アセスメント

3. 1 アセスメントのポイント

収集した情報を整理して、対応する事例の問題状況を多面的に分析し、支援方針の検討に生かします。まずは緊急性の判断をいち早く行うことが重要です。

3. 2 アセスメントの観点

- ・ 緊急性の判断材料
虐待の深刻度や緊急性ありと判断した場合、あるいは緊急性が疑われた場合は、分離を含めた早期の対応策をコア会議で検討
- ・ 本人及び家族の状況の確認（経済状況を含む。）
- ・ 本人と養護者の意思・意向
- ・ 本人の危機回避能力
- ・ 本人の判断能力（HDS-R、MMSE、DASK などを活用）
- ・ 虐待の要因や背景の分析
- ・ 地域資源の分析
- ・ 虐待を行なっている者が養護者にあたるかどうかの判断材料

緊急性が高いと判断できる状況（例）

①生命が危ぶまれるような状況が確認される、又は予測される。

骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体外傷、極端な栄養不良、脱水状態、「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報、器物（刃物、食器など）を使った暴力の実行、又は脅かしがあり、エスカレートすると生命の危険が予測される。

②本人や家族の人格や精神状態に歪みが生じている、又はそのおそれがある。

虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている、家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。

③虐待が恒常的に行われているが虐待者の自覚や改善意欲が見られない。

虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない。

④高齢者本人が保護を求めている。

高齢者本人が明確に保護を求めている

出典）東京都「高齢者虐待防止に向けた体制構築のためにー東京都高齢者虐待対応マニュアルー」 p 99

利益衡量（比較衡量）の考え方

虐待対応の実際には、高齢者本人支援が中心なはずなのに、養護者支援が中心になってしまう場合が多々あります。その時に利益衡量の考え方から「効果とリスクを比較する」ことが有効です。考えられ得る支援の「効果」と「リスク」を本人支援と養護者支援と比較することで、より効果が大きく、よりリスクが少ない支援を選択し、リスクへの対応を準備しておきましょう。

『それを制限することによって得られる利益と、それを制限しない場合に維持される利益と比較して、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限できる』

（伊藤真「伊藤真の憲法入門第3版」日本評論社、2004年 p109 より抜粋）

高齢者虐待の程度

程 度	内 容
当事者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、行政・医療・福祉等の専門職による介入が必要な状態	緊急事態 高齢者の生命に関わるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある。 例：生命にかかわる外傷、脱水・栄養不足による衰弱、感染症や重度の慢性疾患があるのに医療を受けさせない など
	要介入 放置しておくと高齢者の心身の状況に重大な影響が生じるか、そうなる可能性が高い状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、行政・医療・福祉等専門職による介入が必要。 例：医療を必要とする外傷や慢性的なあざや傷がある。必要な食事等が保障されていない。介護環境がきわめて悪い など
虐待かどうかの判断に迷うことが多い状態。放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の介護、サービスの見直しをはかることが大切	要見守り・支援 高齢者の心身への影響は部分的であるか、顕在化していない状態。介護の知識不足や介護負担が増加しているなどにより不適切なケアになっていたり、長年の生活習慣の中で生じた言動等が虐待につながりつつあると思われる場合などがある。

4. 支援方針の検討と支援計画の策定

支援方針の検討に当たってのポイント

- まず、昭島市介護福祉課と昭島市地域包括支援センターの出席を必須としたコア会議を開催します。コア会議では、緊急性の高低と深刻度で高齢者虐待の有無の判断を行い、虐待が有と判断された場合は、法の下に支援を行っていきます。
*介護福祉課長の出席が困難な場合には、会議での検討内容を追認する形をとります。
- 誰が支援の舵取りをするのか、キーコーディネーターを決めます。
- 初回のコア会議は、虐待の有無や構造が把握できていない状態で行なうこともあります。「虐待があるかどうか不明」あるいは「疑いがある」という場合は事実確認・情報収集を続けることが必要です。
- 支援方針の決定に当たっては、個別ケース会議を開催して多面的に関係者が協議し、高齢者本人の意思を最大限に尊重します。
- 本人支援と養護者支援の計画を作成し、それに基づいて支援していきます。
※緊急性が高い場合には個別ケース会議を開催する前に、コア会議で支援方針の検討を行います。

「コア会議」とは

目 的：緊急性の高低と虐待の有無の判断を行う場です。緊急性・深刻度と虐待の有無の判断のほかに、高齢者虐待の構造、高齢者虐待ではない場合の対応、緊急対応の判断、今後の情報収集の方針、役割や手順について協議を行います。緊急時は、電話等で会議を行ないます。

構成員：高齢者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部管理職（昭島市介護福祉課長）と、事務を委託した場合には委託先の担当職員（各地域包括支援センター職員）で構成されます。

「個別ケース会議」とは

目 的：支援方針の検討、支援計画の策定を行う場です。決定する支援計画は虐待解消、高齢者の権利擁護を目指すものです。

構成員：事例に応じて、必要な支援が提供できる各関係機関等の実務担当者を招集します。

「キーコーディネーター」とは

- ①高齢者や家族への支援が統一された方針のもとに実施されるように、中心となって対象者の状態を継続的に確認し、複数の関係機関の調整を行います。
- ②関係者や関係機関からの情報の集約、情報の分析による支援方針についての協議の進行・決定、対象者の状態像の継続的な確認（モニタリングの実施又は報告受理）、関係者間の連絡調整等を行います。

5. 具体的な支援方法

◎分離による保護

生命にかかわる危険性がある場合など、緊急性が高い場合や、他の手法では虐待の軽減が期待できないような場合は、家族分離について検討します。昭島市（介護福祉課）と地域包括支援センターが連携し、一時的に施設に保護するように支援します。要介護認定を受けているときは、特別養護老人ホームや老人保健施設・有料老人ホームなどで緊急にショートステイできるように手配します。要介護認定非該当（自立）の場合は、高齢者生活支援ショートステイ事業の活用などを検討します。

虐待再発のリスクが高く、長期分離が必要な場合には特別養護老人ホームや養護老人ホームへの入所を検討します。

また、保護先において養護者による連れ帰りの可能性がある場合は、面会制限（同法第13条）、あるいは、施設管理権による面会制限の必要性を検討します。

なお、特別養護老人ホーム（老人福祉法第11条第1項第2号）と養護委託（老人福祉法第11条第1項第3号）による「やむを得ない事由による措置」の場合は、高齢者虐待防止法第13条による面会を制限することが可能です。しかし、養護老人ホーム（老人福祉法第11条第1項第1号）に保護した場合は、施設管理権による面会制限となります。

○高齢者虐待と定員超過の扱いについて

平成18年4月の高齢者虐待防止法の施行に併せ、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準が改正されました。改正では、「虐待」の文言が追加され、虐待対応におけるやむを得ない事由による措置について、定員の5%（定員50人の特別養護老人ホームでは2人まで）までの増員については、介護報酬上減算対象外となることが明示されています。

○やむを得ない事由による措置のサービス種類

特別養護老人ホームだけでなく、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護があります。

○養護委託による措置（老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号）

市町村は、「養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるもの」の養護を「養護受託者」に委託することが老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に規定されています。「養護受託者」とは、「老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村が適当と認めるもの」をいい、基本的には家庭に高齢者を預かることを想定しています。

この養護委託は、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されており（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」（昭和 62 年 1 月 31 日社老第 9 号）、「等」に医療法人の長も含められると解されます。

虐待対応において、医療的処置（透析、胃ろう等）等が必要な高齢者の保護について、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に基づいた「やむを得ない事由による措置」は、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて受け入れ先がないなどの例がみられますが、基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行うことになります。関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関の長や老人保健施設の長等を同法第 11 条 1 項第 3 号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

○虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

・法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 10 条）。

・居室の確保等

高齢者虐待防止法第 10 条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によって居室の空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫が必要です。

なお、介護報酬の取り扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合は、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、市町村が事業所に対して周知することが必要です。

※管内の施設が限られており、養護者に居場所がわかってしまう可能性がある場合、広域的な調整を行うなど、都道府県の支援が求められます。

○面会制限の解除について

高齢者虐待防止法第 13 条による面会制限、あるいは施設管理権による面会制限は、あくまでも一時的な制限であるため、どのように解除していくかも同時に検討する必要があります。

○住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待した養護者から高齢者の身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 6 項）があるものとして閲覧等が拒否されます。

また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

○年金個人情報秘保持続の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は、①基礎年金番号を別の番号に変更する、②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わないことが可能です。

秘密保持の手段の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応が必要となります。

○虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができます。

出典) H30.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」p67

家...族...分...離

①家族分離は家族関係を分断するリスクが高く、分離後の本人と家族の両者へのケアが難しい場合があります。分離後に自殺企図や訴訟を起こすこともあり、分離前に予見されるリスクへの対応を、チームで検討しておく必要があります。

まずは、事実確認、養護者支援、民生委員等の地域関係者や在宅サービス等を利用した支援を行った上で、それでも必要な場合に高齢者本人の意向を確認しながら家族分離を検討します（緊急の場合はこの限りではありません）。

②分離後の高齢者本人と家族のフォローや、本人が家庭や地域に戻って生活できるための手立てについても検討・調整するという長期的な視点（家族分離が最終解決ではない）が欠かせません。

③一番大切なことは、高齢者本人も家族もそれぞれが安心して生活できるようになることであり、かつ、虐待が再発しないことだと考えられます。高齢者本人と家族の双方の意向を確認・尊重しながら個々の状況に応じて考えていくことが大切です。

◎ 一時的な家族分離の手段の例

対応手段	備 考
契約によるサービス利用	・ 本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う ・ ショートステイや、お泊りデイサービスを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。 ・ 住まい等の種類としては、有料老人ホーム（介護付、住宅型、健康型）、生活支援ハウス、シルバーピア、サービス付き高齢者向け住宅、東京ささエール住宅などである
高齢者生活支援ショートステイ事業（緊急ショートステイ）	・ 虐待などにより、緊急に保護が必要な高齢者などを、施設において短期間保護する
やむを得ない事由による措置（養護委託以外）	・ 老人福祉法に基づく市の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、市が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの ・ サービス種類としては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホームである
やむを得ない事由による措置（養護委託）	・ 上記のサービス種類として入っていない医療機関や老人保健施設への保護の必要があり、関係機関の協力を得られる場合、老人福祉法第11条第1項第3号の「養護受託者」として対応する

養護老人ホーム入所	・ 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設
軽費老人ホーム (A型、B型、ケアハウス、都市型)	・ 老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設
無料低額宿泊施設	・ 生活保護受給者で、住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがある。
保護命令 (シェルターへの保護、接近禁止命令・退去命令)	・ 配偶者等からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが高い場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者等に対し発する命令(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第10条、第29条)。

出典) R5.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」p70、
東京都「社会福祉の手引」2023 を参考に作成

◎ アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方

アセスメント結果	支援メニュー選定の考え方
被虐待者、虐待者の生命にかかわるような重大な状況にある場合(緊急事態の際)	・ 緊急的に分離・保護できる手段を考える(警察・救急も含む)。 ・ 自傷他害行為がみられる場合は警察へ連絡する(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報などの活用)。 ・ 自殺念慮などがある場合は、昭島市健康課こころといのちの相談窓口、多摩立川保健所などに相談する。 ・ 施設入所、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応する。
虐待者や家族に介護負担・ストレスがある場合	・ 訪問(定期的、随時)や電話で、虐待者の話を聞き、家族が頑張っていることを支持する。 ・ 在宅サービスを導入・増加する(特にデイサービスやショートステイ利用により介護を離れることができる時間を作る)。 ・ 同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める(一時的な介護者交代や介護負担の分担など)。 ・ 施設入所を検討する。 ・ 介護についての相談窓口、地域の家族会などを紹介する。 ・ 専門のカウンセリング
虐待者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	・ 介護の知識や技術についての情報提供 ・ 家族介護者の会 ・ 在宅サービスを導入しサービス提供の中で知識・技術を伝える。
認知症がある場合	・ 家族に認知症の症状や関わり方についての情報提供、説明・指導 ・ 家族に認知症についての相談窓口(医療相談を含む。)を紹介し、関わりについての専門的助言を受けるように勧める。 ・ 服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し診断・治療につなげる。 ・ 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、成年後見制度の活用を検討する。

高齢者本人や家族（虐待者を含む。）に精神疾患や依存などの問題がある場合	・精神疾患、アルコール依存などがある場合は、昭島市障害福祉課、多摩立川保健所又は医療機関につなげる。 ・地域の民生委員等に見守りを依頼する。 ・成年後見制度の活用を検討する。 ・昭島市障害者相談支援センターへ相談する。
経済的な困窮や借金などがある場合	・生活保護担当へ相談する。 ・各種の減免手続きを支援する（都営、市営住宅家賃、教育費等）。 ・生活福祉資金貸付事業（社会福祉協議会）などの活用を検討する。 ・昭島市くらし・しごとサポートセンターへ相談する。 ・法テラスへ相談する。
子や孫が抱える問題がある場合（児童虐待の併発、孫など子どもへの影響など）	・昭島市子ども家庭支援センター、昭島市子育て世代包括支援センター、多摩立川保健所などによる支援をはかる。
高齢者であって心身機能の障害がある、障害者虐待が疑われる場合	・障害（身体・知的）がある場合は、昭島市障害福祉課へつなげる。 ・昭島市障害福祉課と協議を行い、役割分担を決める。 ・昭島市障害福祉課、昭島市障害者虐待防止センターへ通報する。

6. モニタリング・評価

随時関係者から情報を集約・確認し、状態変動時には再アセスメントと支援方針の修正を行います。キーコーディネーター等が中心となって関係機関から情報を集約・確認し、必要な調整を行います。

支援計画に基づいた支援が計画どおりに適切に実施されているか把握していきます。キーコーディネーターは、報告や連絡が漏れなくされていくよう、支援の全体像の把握に努めることが大切です。

そして、支援計画の際に立てた目標が達成できているかどうかの評価を行いながら、支援計画の見直しや虐待対応の終結の判断をしていきます。

分離した後でも、終結となるまで、高齢者の状況を月1回程度モニタリングし、今までの支援の評価・見直しを実施し、これから先の支援を考える必要があります。

養護者からの連れ去り等の危険があり措置による面会制限をかけている間は、法に基づいて虐待の対応を行なっている段階にあるため、支援計画・モニタリング・評価が必要となります。

虐待又は虐待の疑いがあると判断されたケースは、定期的に進行管理を行い、セカンドオピニオンを得られる場を活用しながら、対応の遅れ、見落としなどがないようにします。

モニタリング内容

- ①支援計画どおりに支援やサービスの実施が行われているか、内容が適切であるか。
- ②被虐待者・虐待者（養護者を含む）の意向、生活状況全般、支援・サービスの受け入れ状況などの確認。
- ③支援計画に揚げられた目標の達成状況。
- ④支援課題や支援計画変更の必要性。

「見守り」支援をする場合（見守りという名の放置にならないように）

介入のきっかけをつかむための待機としての一時的見守りや、目標を達成するための最も有効な「支援」としての見守りなどの場合は、「誰が」「何を目標に」「何を見守るのか（どのように関わるのか）」「どのような状態になったら」「誰にしらせるのか（どう行動するのか）」「この見守り支援は『いつまで』か」を決めておく必要があります。

7. 終結

虐待対応は、「虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」を確認し、会議等をとおして終結を判断します。

虐待対応の支援の目標が達成された時点で虐待対応としての関わりは終結しますが、「虐待は解消しているものの、ケアマネジャーがサービス提供に困難を抱える状況がある」等という場合には、包括的継続的ケアマネジメント支援として、関わりを継続する場合があります。

また、虐待対応による家族分離の後、養護者が不安定な状態に陥り、虐待を受けた高齢者の安定した生活に影響する可能性がある場合等は、関わりを継続する場合があります。

どのような場合にあって、終結してよい状況となったかどうかの判断は、関係者・関係機関の意見も踏まえ、会議等をとおして行なうことが原則です。

第3章 家族への支援

1. 家族支援の意義

- ・高齢者虐待は、介護負担・家族関係の強弱・精神障害やアルコール依存など多くの因子が絡み合っ
て生じており、様々な要因によって発生した家族内のストレスが家庭内で最も弱者である高齢者に
対して表出したものです。
- ・虐待の発生に関わっている一方で、実際に高齢者の介護を行い、生活を支えているのも家族です。
家族と虐待との関係は、虐待の発生に深く関わっていると同時に、虐待問題の解決とも深く関わっ
ていることから、事例への対応には虐待者を含む家族全体をアセスメントし、高齢者本人への支援
と同時に家族を支援する観点が重要になります。

2. 家族をみる視点

- ・支援の開始に当たって、家族全体の状況を把握することは、問題の発見、解決の方法を探るのに重
要です。
- ・家族内に生じた高齢者の介護という新たな課題が、家族の結びつきを強化する場合もありますが、
逆に家族内のバランスを崩し、結びつきを弱めてしまうことで虐待に派生していく場合もあります。

■家族全体をみるための視点■

①家族構成と家族の健康問題

②家族内の役割

主な介護者は？ ケアの方法を決めている人は？ 家事の分担は？ 最終決定をする人は？ など

③家族内の人間関係

家族内の雰囲気はどうか？ 高齢者が一番信頼しているのは誰か？ など

④家族の結びつき

家族内の一人ひとりがどのように介護に向き合っているか？ どう思っているか？ など

3. 支援者の基本姿勢

3. 1 家族の想いの受容

対象の家族には、それまでに生活してきた家族の歴史があります。問題が発生し、様々な想いの中で
複雑な心理状況になり混乱していることもあります。その時々家族の想いをありのままに受け止め
る姿勢が大切です。

3. 2 家族の主体性（自己決定）の尊重

生活の主体は家族であることから家族の意思を尊重し、介護や支援の方向性を決定していけるように
援助していく姿勢が大切です（緊急の場合はこの限りでない）。

3. 3 中立的な立場での支援

特定の家族の想いを重視又は無視したりすることなく、すべての家族の想いを大事にしながら支援することが大切です。

4. 家族支援のポイント

4. 1 多面的な介入

高齢者虐待事例では、養護者自身が自立困難の問題を抱え、高齢者本人と共依存関係にあることが多くみられます。支援者には、養護者の自立支援の観点からの支援の展開が重要です。家族支援に当たっては、介護や高齢者相談など、高齢者福祉の枠組みの中だけではなく、精神保健や生活保護、障害福祉、児童福祉などと連携し、多面的に介入を図っていく必要があります。家族がうつ状態に陥いたり、頑張りすぎて疲弊しないように、また高齢者本人の要介護や認知症等の状態を受容できるよう、カウンセリング等の技法を用いた支援も必要です。

4. 2 本人支援チームと養護者支援チームの協働

本人支援を主としている人が、養護者に対応すると、どうしても養護者を責める対応になってしまう場合があります。本人と養護者のそれぞれの立場から物事を捉え考えられるように、それぞれに担当を分けチームを結成し協働していきます。

■養護者支援に関わる主な関係機関■

- ・生活保護法所管
 - 昭島市生活福祉課
- ・生活困窮者自立支援法所管
 - 昭島市暮らし・しごとサポートセンター
- ・精神保健福祉法所管
 - 多摩立川保健所
 - 東京都立多摩総合精神保健福祉センター
 - 虹のセンター25
 - 昭島市障害福祉課
 - 昭島市障害者相談支援センター
- ・その他
 - 昭島警察署
 - 社会福祉協議会
 - 認知症疾患医療センター
 - 認知症初期集中支援チーム
 - 昭島市子ども家庭部女性活躍支援担当
 - 昭島市健康課
 - ハローワーク など

4. 3 長期的な観点から支援方針の決定

保護・分離などを図る場合には、本人支援が終わった後に、残された家族を誰がどのようにフォローしていくかが課題となります。残された家族への影響、家族のその後の生活のことも考慮して支援方針を決定し、早期から関係機関を入れていく必要があります。

4. 4 支援者間で情報交換、共通対応方針の徹底

養護者家族の中には、支援者間の対立をあおるような言動をするなどして、支援者同士の連携に混乱を引き起こすタイプの人もいます。養護者等に振り回されないように、支援者同士きちんと情報交換、事実確認をし、共通した対応方針を確認して徹底していく必要があります。

第4章 権利擁護支援

1. 財産上の不当取引による被害の防止

1. 1 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介することが規定されています（第27条第1項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、高齢者虐待対応協力者に委託することが可能です。

特に、高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町村の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、消費者安全確保地域協議会（自治体に設置されている場合）の活用、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局となります）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

出典）R5.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」p91

【相談窓口】

○昭島市消費生活センター

消費生活センターでは、商品購入やサービス利用時の契約のトラブルなど消費者からの消費生活全般の相談や問い合わせに、専門の相談員が公正な立場でアドバイスを行います。

対象：昭島市在住・在勤・在学のかた

相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00（相談時間は30分以内）

TEL：042-544-9399

場所：昭島市役所2階（生活コミュニティ課内）

○消費者ホットライン

消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を知らない消費者に、近くの消費生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一步を支援するものです。

TEL：188（局番なし）

○日本司法支援センター 法テラス

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています。

（情報提供業務）。また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助業務）。

TEL：0570-078374 （平日）9:00～21:00 （土曜日）9:00～17:00

1. 2 成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法では、虐待対応のための権限行使の一つとして、適切に市町村長による成年後見制度利用開始等の審判請求（以下「市町村長申立」といいます。）を行うことが規定されています（同法第9条第2項）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し、意思決定を支援するための権利擁護支援の重要な手段ですが、周知がされていない、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により制度の利用は十分とはいえない状況にあることから、高齢者虐待防止法には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています（同法第28条）。

さらに、平成28年4月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、成年被後見人等が個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと等を基本理念とし、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に必要な体制を整備することとされ、平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」及び令和4年3月「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、各市町村において、地域共生社会の実現に資する権利擁護の地域連携ネットワークの構築と中核機関の整備が進められてきています。

特に、第二期基本計画では、権利擁護支援の定義において、「意思決定支援等による権利行使の支援」とともに、「虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援」が主要な手段として位置付けられ、そのための重要な手段として成年後見制度の利用が位置付けられています（第二期基本計画4頁）。

虐待対応における成年後見制度の利用については、こうした各市町村の権利擁護の地域連携ネットワークと連携した取組が求められます。

成年後見制度の市町村長申立が必要とされるのは、高齢者の判断能力が不十分である状況等を要因として養護者及び養介護施設従事者等による虐待が生じ、第三者等による身上の保護と財産管理が必要である状況が想定されます。例えば、経済的虐待について養護者から高齢者の生活年金等の収入や資産を確保する必要がある場合、介護・世話の放棄・放任等について、高齢者に代わり必要な医療や福祉サービス契約につなぐ必要がある場合、やむを得ない事由による措置により保護した場合に通常の利用契約に移行する場合などです。

虐待対応のために成年後見制度の市町村長申立をする場合は、老人福祉法第32条の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に該当します。個々の事案において緊急性が高い場合には、適切かつ迅速な申立の手続きが求められるところです。

基本的に、市町村長申立の手続きとして、2親等内の親族の有無を確認することとされていますが、事案の緊急性が高く、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること、2親等内の親族である養護者への意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができるとされています（「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号）。

前述のように、虐待等の緊急事案においての親族調査は、申立てを行った上での並行した戸籍調査の実施や意向調査の省略が可能であることから、親族が申立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先し、市町村長申立を行うことが必要です。

また、緊急性が高く審判がおこる前に高齢者の財産が侵害されるおそれがある場合は、審判前の保全処分を検討することも有効です。

※審判前の保全処分に当たっては、①審判開始の蓋然性があること、②保全の必要性があることの二つが要件となりますので、本案申立書や後見相当であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付し、直ちに成年後見制度の審判前の保全処分申立を行う必要があります。

なお、成年後見制度の市町村長申立の際、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付する方法があります。

住所地と居住地が異なる場合の成年後見制度市町村長申立について（令和3年11月26日付老認発1126第2号）

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。

これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
- ・入所措置の措置権者
- ・介護保険の保険者
- ・自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シート作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

○昭島市成年後見制度利用支援事業の積極的な取組

昭島市においては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組を行っています。（「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号、「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」令和4年10月17日事務連絡）

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な高齢者等が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的な金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業も実施されています。なお、多くの場合、市区町村社会福祉協議会が相談受付や支援計画に基づく援助等の業務委託を受けています。

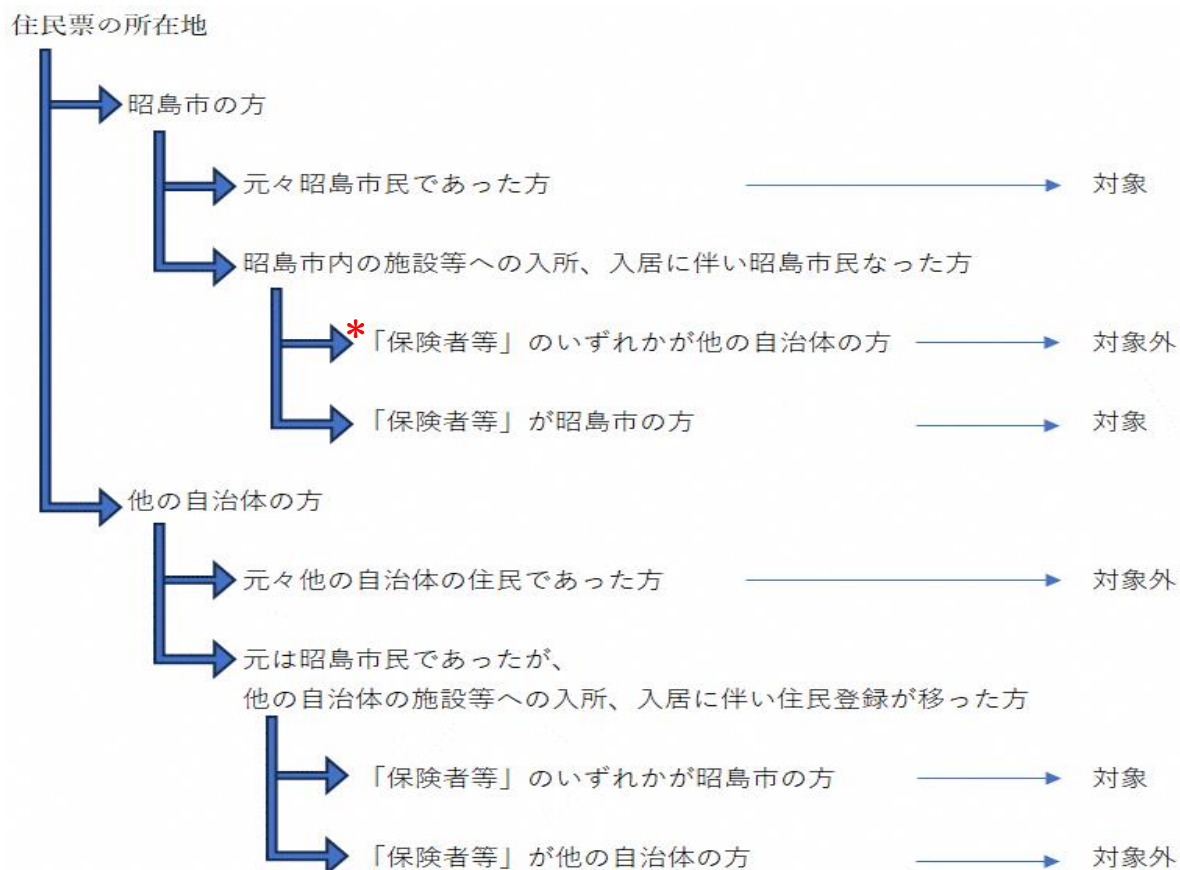
出典）R5.3 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」p79

1. 3 成年後見制度利用支援事業

全国どこに住んでいても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、広報や普及活動を実施するとともに、低所得の方には申立費用や報酬の助成を行う事業として、成年後見制度利用支援事業があります。

○昭島市の成年後見制度利用支援事業の概要

①助成対象者



「保険者等」とは、次の通りです。

- ・介護保険法の保険者 ・国民健康保険法の保険者 ・生活保護法の実施機関
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」と言う。）による支援給付の実施機関
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による給付の決定機関
- ・老人福祉法による措置の実施機関

上記の対象者のうち、次の全ての要件を満たすこと

- ・生活保護を受給している、又は、中国残留邦人等支援法による支援給付を受給していること。
- ・助成対象者の成年後見人等が配偶者又は四親等以内の親族でないこと。
- ・本制度による助成と同種の助成その他の給付を受けられる見込みがある、又は、受けている方でないこと。

②助成額

- ・審判請求申立費用

10 万円と家庭裁判所に支払った額とを比較していずれか少ない方の額

- ・報酬費用

1 か月につき 2 万円（助成対象者が施設等に入所している場合は、1 か月 1 万 4 千円）と家庭裁判所の報酬付与の審判で定められた成年後見人等に対する 1 か月当たりの報酬額とを比較して、いずれか少ない方の額

③申請できる方

- ・助成対象者

・助成対象者の成年後見人・保佐人・補助人（保佐人及び補助人は代理権を付与されている方に限る）

④問い合わせ先

昭島市 保健福祉部 福祉総務課 福祉総務係

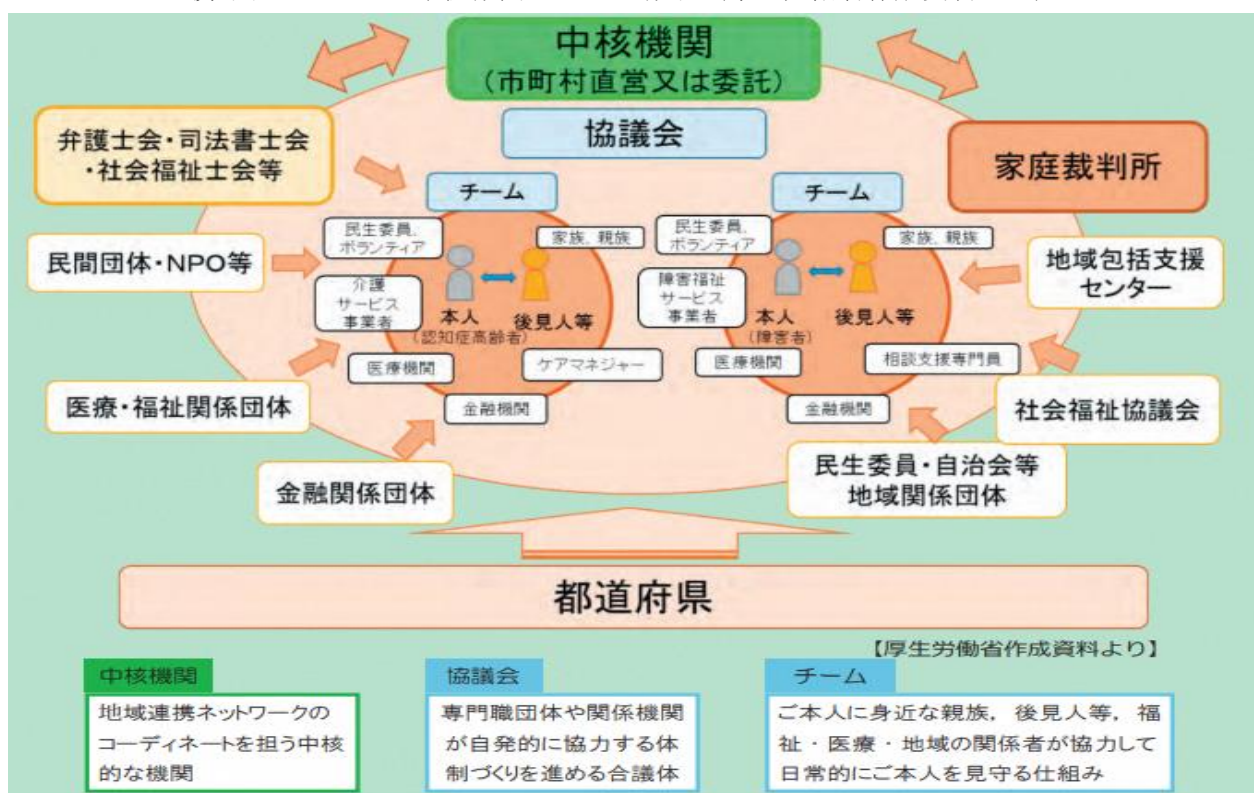
出典）昭島市社会福祉協議会 地域福祉・後見支援センターあきしま 「成年後見制度利用支援事業について」

1. 4 地域連携ネットワークと中核機関について

地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

また、中核機関とは、国の基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方を、迅速かつ適切に支援につなげるために、各関係機関や支援チームで構成された「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中心となって、全体のコーディネートを担う機関です。

連携ネットワークと中核機関の 4 つの機能（厚生労働省作成資料より）



① 広報機能

判断能力の低下に伴って起こる様々な課題やリスクと、成年後見制度の仕組み等の周知・広報を行うことで、相談につながりやすくする。

②相談機能

成年後見制度に関する相談窓口を設け、そこに弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職が参加することで、本人のニーズに合った支援に繋げる。

③成年後見制度利用促進機能

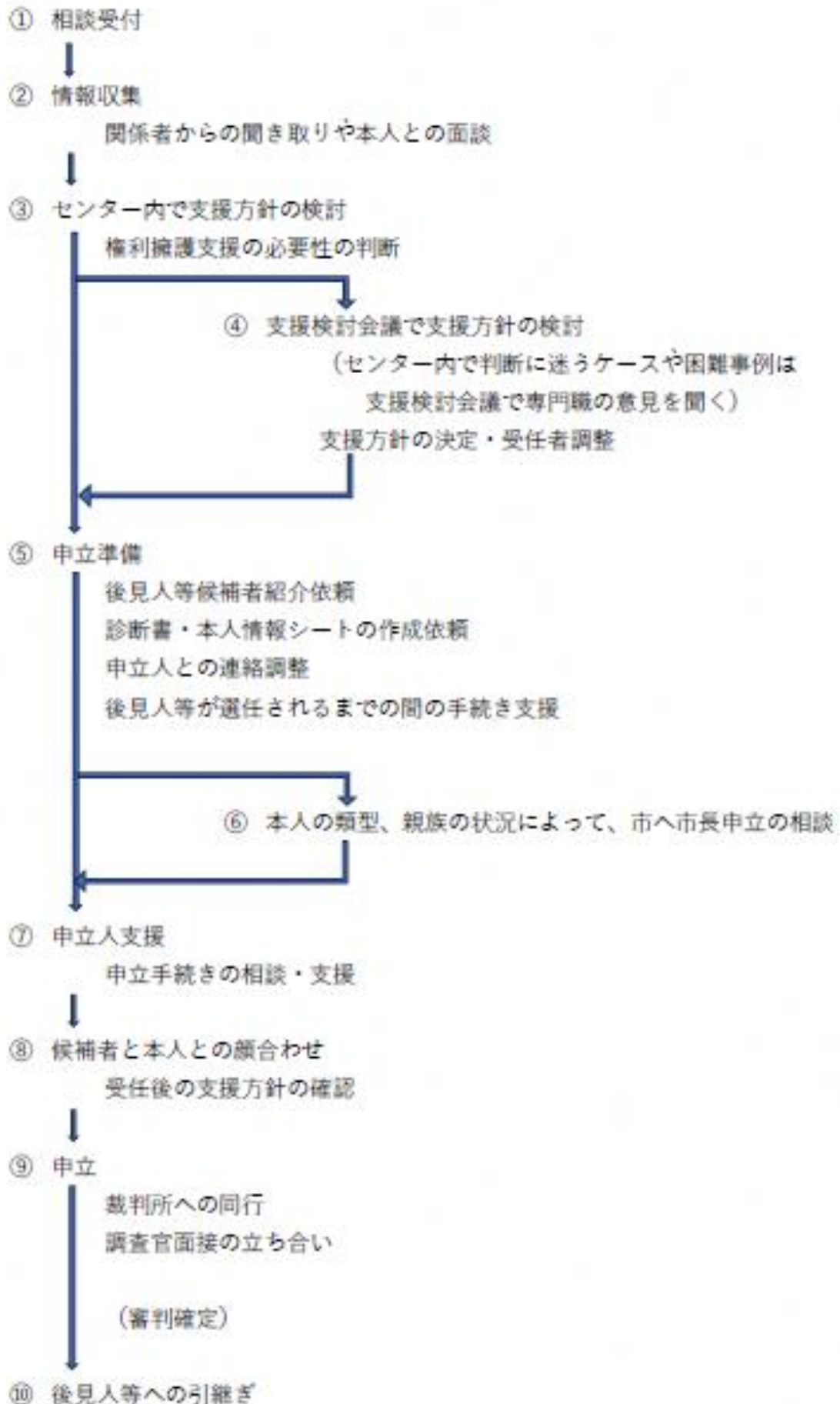
中核機関が、ご本人の状況などを考慮して、適切な後見人等の候補者を裁判所に推薦することで、本人のニーズに合った後見人等が選任されるようにする。

④後見人支援機能

中核機関が後見人等の相談に応じる等の支援を行い、必要なケースでは後見人等や福祉・医療・地域の関係者がチームとなって日常的にご本人を見守ることで、本人の状況変化に適切に対応できるようにする。

出典) 昭島市社会福祉協議会 地域福祉・後見支援センターあきしま 「中核機関について」

1. 5 相談受付から後見人等が選任されるまでの流れ



資料集

1. 帳票集

初回相談受付票兼高齢者虐待受付票

		NO.		-	
相談日	令和 年 月 日			受付者	
相談方法	☐ 来所 ☐ 電話 ☐ 訪問 ☐ その他				
フリガナ			☐ 男 ☐ 女 生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 年 月 日生 (歳)	
対象者氏名	様				
住所	昭島市			電話番号	
世帯形態	ID : 被保番 :				
相談者氏名	様		関係		
相談者住所			電話番号		
相談内容					
処置概要	☐ 相談指導のみ ☐ 次回訪問 ☐ 関係機関への連絡調整 ☐ その他 ☐ 虐待の可能性あり ☐ 身体的虐待の疑い ☐ 放棄放任の疑い ☐ 心理的虐待の疑い ☐ 性的虐待の疑い ☐ 経済的虐待の疑い ☐ セルフ・ネグレクトの疑い ☐ 虐待とは言い切れないが不適切な状況				
所見 (担当者意見等)					
			確認印	所長	

昭島市地域包括支援センター①号

事実確認票(昭島市版)

確認 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

作成者 _____

本人氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	昭和 年 月 日	年齢		歳
確認場所	☐ 居宅 ☐ 来所 ☐ その他()			確認時の養護者の有無		☐ 有 ☐ 無		

虐待行為の有無の判断については、厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成30年3月) p5~6を参照。

1. 身体的虐待		市・または包括職員による確認		☐ 確認済	☐ 未確認
現 状 と 対 応					
2. 放棄・放任		市・または包括職員による確認		☐ 確認済	☐ 未確認
現 状 と 対 応					
3. 心理的虐待		市・または包括職員による確認		☐ 確認済	☐ 未確認
現 状 と 対 応					
4. 性的虐待		市・または包括職員による確認		☐ 確認済	☐ 未確認
現 状 と 対 応					

5. 経済的虐待		市・または包括職員による確認	☐ 確認済 ☐ 未確認
現状と対応			
6. その他		上記項目以外に気づいたこと、気になることがある場合に記入	

発生状況	虐待が始まったと思われる時期		全体状況	
	虐待が発生する頻度			
	虐待が発生するきっかけ			
	虐待が発生しやすい時間帯			

出典) 首都大学東京 副田あけみ教授作成の様式を一部修正
昭島市地域包括支援センター②号

高齢者虐待リスクアセスメントシート（昭島市版）

本人氏名 _____

記録者氏名 _____

日時： 年 月 日 時 分

確認状況	☐ 情報提供をうけた（事実は未確認）	☐ 事実の確認後（添付資料 ☐ あり ☐ なし）
A. 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される		
1. すでに重大な結果を生じている	☐ ①頭部外傷（血腫、骨折） ☐ ②腹部等外傷 ☐ ③意識混濁 ☐ ④重度の褥瘡 ☐ ⑤重い脱水症状 ☐ ⑥脱水症状の繰り返し ☐ ⑦重度の火傷 ☐ ⑧低栄養・全身衰弱 ☐ ⑨急激な体重減少 ☐ ⑩救急搬送の繰り返し ☐ ⑪頻繁に救急車を呼ぶ状況 ☐ ⑫警察等による頻回な保護の繰り返し ☐ ⑬極端に不衛生な環境の継続（ネズミ・ゴキブリ等害虫の蔓延、排泄物が常時散乱） ☐ ⑭その他（ ）	
2. 医療・介護サービスの重大な不足がある	☐ ①重度の疾患・外傷があると思われるにも関わらず、助言・指導をしても未受診の状態が継続 ☐ ②医療や介護を利用させないことによる本人の状態の悪化がある ☐ ③その他（ ）	
3. 深刻な暴力行為等がある	☐ ①器物（刃物、ビン、木刀、食器など）を使った暴力の実施がある ☐ ②器物等による脅しがある ☐ ③器物等が常に手の届くところにおいてある等、暴力行為が起りやすい環境による圧力がある ☐ ④暴力行為により、住まい（窓、障子、ふすま等）が何度も破壊されている ☐ ⑤うめき声が聞こえる等の深刻な状況が予測される ☐ ⑥その他（ ）	
B. 深刻に、高齢者本人が保護を求めている		
1. 高齢者本人からの訴えがある	☐ ①明確な保護の訴え ☐ ②「殺される」「（虐待者が）怖い」「何も食べていない」等の訴えと兆候 ☐ ③その他（ ）	
2. 養護者からの切迫した保護の訴えや、態度の急変がある	☐ ①「何をするか分からない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えと切迫感がある ☐ ②今まで頑なに支援を拒否してきた養護者が、急に支援を受けたいと言う ☐ ③今まで支援を受けていた養護者が、急に全ての支援を拒否する ☐ ④その他（ ）	
C. 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある		
1. 本人や家族の人格や精神状態について、著しい歪みが生じ始めている	☐ ①うつ症状 ☐ ②解離症状 ☐ ③極端なおびえ・震え ☐ ④強い自殺念慮・自殺企図 ☐ ⑤家族間の虐待の連鎖 ☐ ⑥養護者のいる時といない時とで、本人の意向が何度も変わり続ける ☐ ⑦その他（ ）	
D. 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない		
1. 養護者（虐待者）に虐待の自覚や改善意欲が見られない	☐ ①指導を繰り返しても、自覚や改善意欲が見られない ☐ ②行為を正当化し続ける ☐ ③接触や助言に応じない ☐ ④重大な結果（窒息・誤嚥）を生じ得るこだわりのある介護の継続 ☐ ⑤その他（ ）	
2. 高齢者側に自覚や改善意欲が見られない	☐ ①自分に起こっていることを認識できない ☐ ②養護者への遠慮等から SOS を出さない ☐ ③その他（ ）	
3. 継続的あるいは極端な行動の制限がある	☐ ①自宅からの締め出しによる心身の悪化 ☐ ②「緊急やむを得ない」とは言えない閉じ込め・拘束 ☐ ③外部との連絡を遮断するような行為（住所録を取り上げ友人との関係を断つ、電話線を抜く等） ☐ ④その他（ ）	
E. 重篤な経済的損失が生じている、生じるおそれがある		
1. 重篤な金銭搾取や財産を使わせない・使えない状態がある	☐ ①ライフラインの停止 ☐ ②食料がない・偏った食事 ☐ ③公的保険料の滞納の継続 ☐ ④医療・介護サービス利用料の滞納の継続 ☐ ⑤その他（ ）	
2. 本人の意思に基づかない、本人の利益になるとは思われないような重大な契約行為	☐ ①預貯金の引き出し等 ☐ ②不動産等の名義の書き換えや処分 ☐ ③本人名義の借金 ☐ ④クレジットカードの不正利用 ☐ ⑤財産上の不当取引の繰り返し（消費者被害等） ☐ ⑥その他（ ）	

『区市町村職員・地域包括支援センター職員 必携 高齢者の権利擁護と虐待対応 お役立ち帳 令和2年5月 改訂版』を参考に作成

昭島市地域包括支援センター③号

第 回コアメンバー会議録、支援計画・モニタリング票（昭島市版）

本人氏名 _____

記録者氏名 _____

会議日時： 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

出席者					
虐待事実の判断 ※疑いの場合は事実確認を継続 ※一時的解消の場合は再発可能性に留意	1. 身体的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	2. 放棄・放任	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	3. 心理的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	4. 性的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	5. 経済的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	具体的内容 と判断根拠	☐ 詳細は（ ）を参照			
緊急対応の 必要な状況の 確認	☐ レベル A 緊急分離、保護	☐ レベル B 分離、保護を検討	☐ レベル C 定期的な状況確認・支援、 分離・保護の可能性の検討	☐ レベル A～C 以外	☐ その他
	「高齢者虐待リスクアセスメントシート」（昭島市版）でレベル A に該当した場合は「緊急対応」のチェックへ ※レベルチェックの際は、東京都福祉保健財団「お役立ち帳」（令和 2 年 5 月改定版） p 13 も参照。				
深刻度区分	☐ 4. 最重度 生命・身体・生活 の危機的状況	☐ 3. 重度 重大な健康被害が生じて いる、生活の継続に重大な 支障が生じている	☐ 2. 中度 虐待が繰り返されている、 心身への被害・影響や生活 に支障が出ている状態	☐ 1. 軽度 本人意思を無視した行為や介護者の都 合に合わせたケアが行われている、軽 度の被害・影響が生じている状態	
	※深刻度判定の際は、厚生労働省「高齢者の虐待防止に関する老人保健健康増進等事業」令和 2 年度「高齢者虐待にお ける事例研究等に関する調査研究事業」報告書 p 41 を参照。				
本人の意見・希 望 ☐ 不明 ☐ 未確認				本人の判断能力：	
養護者の意見・ 希望 ☐ 不明 ☐ 未確認				本人の危機回避能力：	
その他家族・後 見人等の意見・ 希望					
背景要 因	高齢者本人の因子			関係性・世帯の因子	
	☐ 不明 ☐ 未確認			☐ 不明 ☐ 未確認	
	養護者・親族の因子			地域・支援者側の因子	
強 み・ ス ト レ ン グ ス					
	☐ 不明 ☐ 未確認			☐ 不明 ☐ 未確認	
	養護者・親族の強み			地域・支援者側の強み	
☐ 不明 ☐ 未確認			☐ 不明 ☐ 未確認		
その他（行動・思 考・問題解決方 法等）					

第 回個別ケース会議録、支援計画・モニタリング票（昭島市版）

本人氏名 _____

記録者氏名 _____

会議日時： 年 月 日 時 分 ～ 時 分

出席者					
虐待事実の判断 ※疑いの場合は事実確認を継続 ※一時的解消の場合は再発可能性に留意	1. 身体的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	2. 放棄・放任	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	3. 心理的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	4. 性的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	5. 経済的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明			
	具体的内容判断根拠	☐ 詳細は（ ）を参照			
緊急対応の必要な状況の確認	☐ レベル A 緊急分離、保護	☐ レベル B 分離、保護を検討	☐ レベル C 定期的な状況確認・支援、 分離・保護の可能性の検討	☐ レベル A～C 以外	☐ その他
	「高齢者虐待リスクアセスメントシート」（昭島市版）でレベル A に該当した場合は「緊急対応」のチェックへ ※レベルチェックの際は、東京都福祉保健財団「お役立ち帳」（令和 2 年 5 月改定版） p 13 も参照。				
深刻度区分	☐ 4. 最重度 生命・身体・生活 の危機的状況	☐ 3. 重度 重大な健康被害が生じて いる、生活の継続に重大な 支障が生じている	☐ 2. 中度 虐待が繰り返されている、 心身への被害・影響や生活 に支障が出ている状態	☐ 1. 軽度 本人意思を無視した行為や介護者の都 合に合わせたケアが行われている、軽 度の被害・影響が生じている状態	
	※深刻度判定の際は、厚生労働省「高齢者の虐待防止に関する老人保健健康増進等事業」令和 2 年度「高齢者虐待にお ける事例研究等に関する調査研究事業」報告書 p 41 を参照。				
本人の意見・希望 ☐ 不明 ☐ 未確認				本人の判断能力：	
養護者の意見・希望 ☐ 不明 ☐ 未確認				本人の危機回避能力：	
その他家族・後 見人等の意見・希望					
背景要因	高齢者本人の因子			関係性・世帯の因子	
	☐ 不明 ☐ 未確認			☐ 不明 ☐ 未確認	
	養護者・親族の因子			地域・支援者側の因子	
	☐ 不明 ☐ 未確認			☐ 不明 ☐ 未確認	
強み・ストレ ン グ ス	高齢者本人の強み			関係性・世帯の強み	
	☐ 不明 ☐ 未確認			☐ 不明 ☐ 未確認	
	養護者・親族の強み			地域・支援者側の強み	
	☐ 不明 ☐ 未確認			☐ 不明 ☐ 未確認	
その他（行動・思 考・問題解決方 法等）					

昭島市高齢者虐待ケース進管理票

昭島市地域包括支援センター⑥号

No	方針	入力日	名前	フリガナ	通報日	事実確認 開始日	養護者	虐待の類型	認定 の有無	認定日	分離日	分離先	死亡	終結日	現状

2. 通知・法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

- 第四条** 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

- 第五条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

- 第六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

- 第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

- 第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第二百五条、第二百二十四条並びに第三百十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一十一条、第一百一十一条の二及び第三百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一六号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則（平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九條、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

- 三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十條を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一條を加える改正規定、同法第百七條、第百十八條、第百二十二條の二、第百二十三條第三項及び第百二十四條第三項の改正規定、同法第百二十四條の次に二條を加える改正規定、同法第百二十六條第一項、第百二十七條、第百二十八條、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八條第二項、第百五十二條及び第百五

十三條並びに第七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七十九條から第八十二條までの改正規定、同法第二百條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二條第一項、第二百三條及び第二百五條並びに附則第九條第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一條を加える改正規定、第七條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九條及び第十條の規定、第十二條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三條及び第十四條の規定、第十五條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七條の規定、第十八條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九條の規定並びに第二十一條中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二條第二項の改正規定並びに附則第五條、第八條第二項及び第四項、第九條から第十二條まで、第十三條（ただし書を除く。）、第十四條から第十七條まで、第二十八條、第三十條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二條第五項第二号の改正規定（「同條第十四項」を「同條第十二項」に、「同條第十八項」を「同條第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五條、第六十六條及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一條の規定、第十五條中国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定、同法第一百十六條の二第一項第六号の改正規定（「同法第八條第二十四項」を「同條第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五條の二第一項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同條第七項の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十條の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十條の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八條中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五号の改正規定（「同法第八條第二十四項」を「同條第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二條及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十條（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六号の改正規定、同法第一百五十三條第一項の改正規定、同法附則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の改正規定、同法附則第五條の二の改正規定、同法附則第五條の三の改正規定並びに同條の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三号の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次條第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(検討)

第二条

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月一二日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正：令和四年六月二二日法律第七七号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）
- 第七章 雑則（第四十条—第四十四条）
- 第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

- ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害

者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二四年四月六日法律第二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

介護保険法
〈平成九年十二月十七日法律第二百二十三号〉

最終改正：令和五年五月一九日法律第三一号

一部抜粋

第六章 地域支援事業等
(地域支援事業)

- 第百十五条の四十五** 市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。
- 一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)
 - イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)
 - ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第一号通所事業」という。)
 - ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(二において「第一号生活支援事業」という。)
 - ニ 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)
- 二 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。)
- 2** 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
 - 二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
 - 三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
 - 四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業(前号に掲げる事業を除く。)
 - 五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

- 六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業
- 3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
- 4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
- 5 市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。
- 6 市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。以下この条及び第百十七条第三項第九号において同じ。）を行う後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ。）との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、地域支援事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、高齢者保健事業及び国民健康保険法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（同号において「国民健康保険保健事業」という。）と一体的に実施するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、前項の規定により地域支援事業を行うに当たって必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報その他地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
- 8 前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。
- 9 市町村は、第六項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報を併せて活用することができる。
- 10 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

（地域包括支援センター）

- 第百十五条の四十六** 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。
- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
 - 3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
 - 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。
 - 5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

- 6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。
- 8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。
- 10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。
- 11 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 12 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（実施の委託）

- 第百十五条の四十七** 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して行わなければならない。
 - 3 前条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による委託を受けた者について準用する。
 - 4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。
 - 5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
 - 6 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項又は第四項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（第八項、第百八十条第一項並びに第百八十一条第二項及び第三項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。
 - 7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村長の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。
 - 8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
 - 9 市町村は、第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

（保健福祉事業）

- 第百十五条の四十九** 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

老人福祉法
(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

一部抜粋

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。
- 六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。
- 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2** 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(老人短期入所施設)

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(老人介護支援センター)

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

- 2** 老人介護支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等に係る体制の整備等)

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2** 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(調査の嘱託及び報告の請求)

第三十六条 市町村は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。

老人福祉法施行令

(昭和三十八年七月十一日政令第二百四十七号)

一部抜粋

最終改正：平成一八年三月三十一日政令第一五四号

(居宅における便宜の供与等に関する措置の基準)

- 第五条** 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの若しくは第一号事業を利用することができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同法に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。）若しくは夜間対応型訪問介護若しくは第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第四項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条において同じ。）を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。
- 2** 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者（養護者を除く。）であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの若しくは第一号事業を利用することができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護若しくは第一号通所事業を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。
- 3** 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。
- 4** 法第十条の四第一項第四号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第五項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該便宜及び機能訓練を供与することを委託して行うものとする。
- 5** 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けること

ができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を営むことによりその生活の改善、認知症（同法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。

- 6 法第十条の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス（同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。）を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

個人情報の保護に関する法律
(平成十五年五月三十日法律第五十七号)

最終改正： 令和五年一月二九日法律第七九号

一部抜粋

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあるにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

個人情報保護に関する法律の例外規定の高齢者虐待における解釈例

個人情報保護法における利用目的による制限（第 18 条）・適正な取得（第 20 条）・第三者提供の制限（第 27 条）の例外規定と、高齢者虐待における解釈例（＊部分）

1 法令に基づく場合

＊高齢者虐待を発見した者が区市町村に通報を行う場合（高齢者虐待防止・養護者支援法第 7 条・第 21 条）

＊事実確認（高齢者虐待防止・養護者支援法第 9 条第 1 項）

＊立入調査（高齢者虐待防止・養護者支援法第 11 条）において必要な調査又は質問を行う場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

＊虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、意識不明又は認知症等により同意の確認が困難な場合等

3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

＊高齢者虐待防止・養護者支援法に基づき、区市町村と地域包括支援センター、介護保険事業者や民生委員、警察等の関係機関がネットワークを組んで対応する場合

戸籍法

（昭和二十二年十二月二十二日法律第二百二十四号）

最終改正：令和五年六月一六日法律第五八号

一部抜粋

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合
権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

老推発第0930第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止担当部（局）長 あて
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあっては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らし慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

田中、櫻井

電 話：03-5253-1111（内線 3869）

直 通：03-3595-2888（夜 間）





老推発 0710 第 2 号
平成 27 年 7 月 10 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長



市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あい権利擁護支援ネットにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところです。

（※<http://www.i-advocacy.net/H26houkoku.html>）

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。

なお、本通知は消費者庁消費者教育・地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添えます。

記

1 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉、生活保護、障害福祉、環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけでなく、高齢者虐待に準じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワ

ーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登録され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、昨年、消費者安全法（平成21年法律第50号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第11条の2、第11条の4など）。本年3月27日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年3月2日・3日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3 老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第10条の4又は第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第32条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が的確に行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いします。

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 9 日

内閣府 男 女 共 同 参 画 局 推 進 課
厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老 健 局 高 齢 者 支 援 課 御中

内 閣 官 房 番 号 制 度 推 進 室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について（依頼）

マイナンバー制度においては、平成 29 年 7 月 18 日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」という。）及びマイナポータルの試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示、
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り、表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

それらの基本的な対応等について、別添 1 及び別添 2 のとおり地方公共団体に通知していますので、貴課におかれては、不開示措置が確実に実施されるよう、下記の事項について各地方公共団体の相談窓口に対して周知の上、相談者に 2 の対応を促すよう御配慮方お願いいたします。

記

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ①DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ②加害者が DV・虐待等被害者の代理人である*又は DV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」という。）を置いたまま避難しているケース
※マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

- （1）住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等において個人番号を提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出ること。

（注）DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際に個人番号を記載するか否かに関わら

ず、当該被害者の支援を行う者から申し出ること。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うこと。

(3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うこと。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行うこと。

(注) アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意すること。なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能である。

3. 2 (2) (3) に関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178（無料）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/contact/index.html>

表面

住民基本台帳事務における支援措置申出書

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

転送	/			/	/
	/			/	/
	/			/	/

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日)	(年 月 日)	住所	連絡先	本人確認		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	(年 月 日)	住所	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース		
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他				
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい)						
	年 月 日 (相談先の名称)		(担当課)				
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限り)	希望にV	支援を求める事務		現住所等			
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上		
		住民票の写し等の交付(現住所)		現住所	同上		
		住民票の写し等の交付(前住所)		前住所			
		戸籍の附票の写しの交付(本籍)		本籍			
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍)		前本籍			
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限り)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日	
(添付書類がなかった場合)							
相談機関等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合把握している状況: 平成 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)					年月日 担当 相手方 市区町村の確認	
備考							

(注) ●太枠の中に記入してください。

●申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。

●法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。

●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。

●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。

●支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。

●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市区町村長に申出を行って下さい。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)**

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース



医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

老高発 0830 第 1 号
老振発 0830 第 2 号
平成 30 年 8 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局
高齢者支援課
振 興 課

市町村や地域包括支援センターにおける
身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

我が国においては、少子高齢化が進展し、高齢者の単身世帯が増加していることを背景に、主に一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態（以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。）が生まれている。

こうしたサービスの需要は、今後一層高まっていくことが見込まれている一方で、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明らかではなく、また、利用者からの苦情についてもほとんど把握されていないことに鑑み、消費者委員会は、平成 29 年 1 月 31 日に、当該事業に係る消費者被害を防止する観点から、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）を取りまとめた。

当該建議において、「厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対してヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。」等とされていることを踏まえ、厚生労働省は、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）において実態調査を行うとともに、利用者に対する支援の在り方について検討を行い、報告書が取りまとめられたところである。

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合の取扱いを下記のとおり示すので、貴管内市町村へ周知するとともに、適切な運用に努められたい。

なお、本通知は消費者庁消費者政策課と協議済みであり、その内容は同課から

各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

1. 身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

高齢者の単身世帯が増加していること等を背景に、身元保証等高齢者サポート事業の需要は今後も一層高まっていくことが見込まれているが、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を利用する場合、高齢者等は、どのような点に着目してサービス内容や事業者を選択すれば良いのか分からない、どの機関に相談したら分からない等の不安を抱えている。

こうした課題に対応するため、調査研究事業は、高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料（以下「ポイント集」という。）を作成した。

市町村や地域包括支援センターにおいては、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合は、別添のポイント集を適宜活用し、適切な助言を行うようお願いする。

また、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を安心して利用するためには、当該事業による消費者被害を防ぐことも重要であることから、消費者行政部局との連携を一層促進し、必要な情報共有や、関係部署間の連携体制の構築等に努められたい。その際、一部の市町村等の消費者行政部局においては、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づいて設置できる消費者安全確保地域協議会を活用し、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取り組みを行っていることを踏まえ、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携を図られたい。

2. 介護施設等における身元保証人等に求める役割

介護施設等における身元保証人等に求める役割等の実態については、消費者委員会が平成 29 年 1 月に取りまとめた建議において、実態の把握等が求められている。

これを踏まえ、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」において、介護施設等が身元保証

人等に求める役割等の実態を調査した結果が公表されたところである。

本調査の結果、介護施設への入所（入院・入居）時に本人以外の署名を求めている施設は 95.9%を占めており、施設側が身元引受人等に求める機能・役割は、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避、本人の能力が衰えた場合における身上保護および財産管理に大別されることが明らかとなった。

なお、平成 30 年 3 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行うようお願いする。

【参考】

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」報告書

※<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=32522>

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書

※https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html

「身元保証」や 「お亡くなりになられた後」を 支援するサービスの契約を お考えのみなさまへ



- 日々の暮らしの中でちょっとした手伝いをしてほしい
- 入院や施設入所で「保証人が必要」と言われて困っている
- 自分が亡くなった後の葬儀・遺品整理が不安

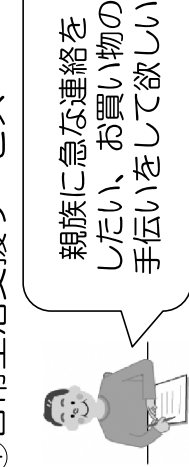
このような思いをお持ちの方を支援する「高齢者サポートサービス」を提供する事業者があります。内容や契約方法、料金等は様々であり、利用にあたってトラブルにならないよう、事前によく確認することが重要です。

このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントをお伝えします。

高齢者サポートサービスとは？

- ◆ お一人暮らしの高齢者、お子さんがいらっしゃる方、遠くにお住いの方、医療機関への入院・介護施設等への入居の際の身元保証人（身元引受人）の手配や、亡くなった後の葬儀の手配や遺品整理について不安を抱えることが多くあります。
- ◆ そのほかにも、日々の見守りなどごまごまとしたことをしてくれたり、気軽に相談に乗ってくれたりする人を必要とすることがあります。
- ◆ こういった要望に応えて、有償でこれらの不安にこたえるサービスが「高齢者サポートサービス」です。具体的には、以下のようサービスが含まれます。
※常に以下の3つ全てが提供されるわけではなく、事業者によってサービスの組み合わせが異なるのでご注意ください。

①日常生活支援サービス



親族に急な連絡を
したい、お買い物の
手伝いをして欲しい

(サービス内容)

緊急時の親族への連絡や、買い物の手伝いなどを行います

②身元保証サービス



病院や施設に入りたいが、「保証人が必要」と言われてしまった

(サービス内容)

医療機関や介護施設等に入る際の費用の支払いを保証します

③死後事務サービス



自分がもし死んだら、部屋の退去や病院の支払いはどうしたら良いのだろうか・・・

(サービス内容)

遺体の確認・引き取り、住んでいた部屋の原状回復などをします

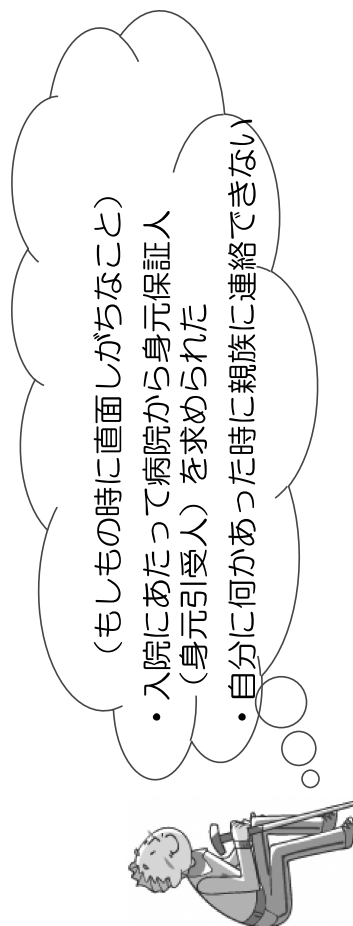
高齢者サポートサービスを契約する前に… 「身元保証」や「死後事務」にまつわる基礎知識

(身元保証に関する基礎知識)

- ◆ 身元保証サービスは、入院や介護施設への入所に際して、お金の心配がある方のために、支払を一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になったりしてくれるサービスです。
- ◆ その際に支払いを一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になっくれる人を身元保証人と言います。
- ◆ 基本的に身元保証人がいなくても入院や介護施設等への入居は可能です。

(死後事務に関する基礎知識)

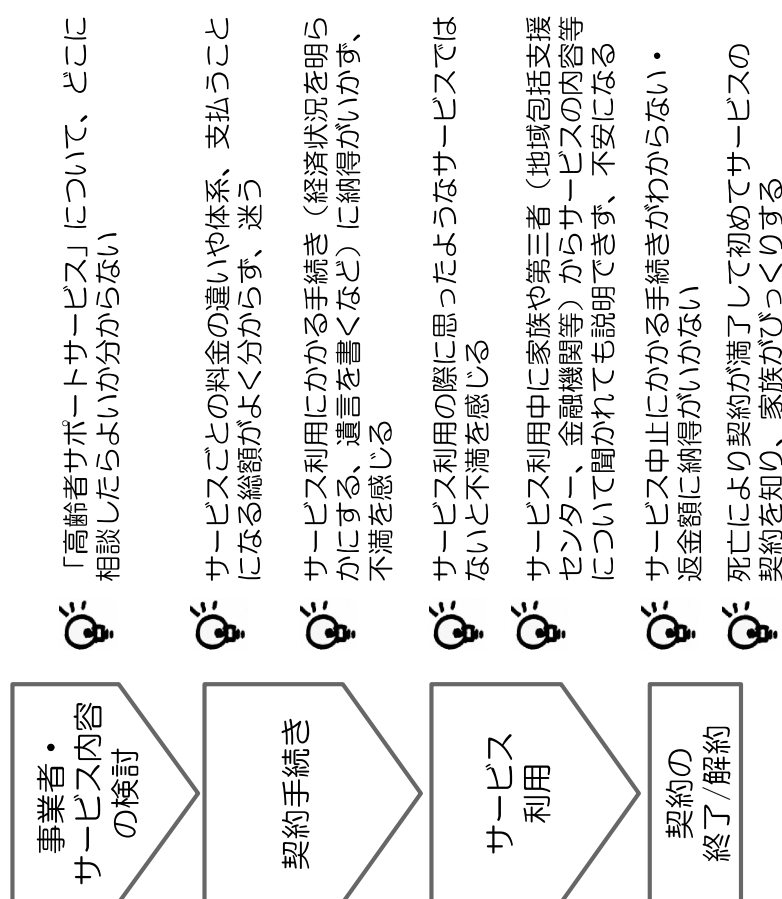
- ◆ 死後事務サービスとは、家族・親族など身寄りがない方が亡くなされた後に、葬儀や入院・入所費用の支払いなどの事務手続きを代行してもらえらるサービスです。
- ◆ 高齢者サポートサービスの提供事業者以外にも、地域によっては自治体や社会福祉協議会、あるいは弁護士・司法書士が死後事務の支援を提供している場合があります。



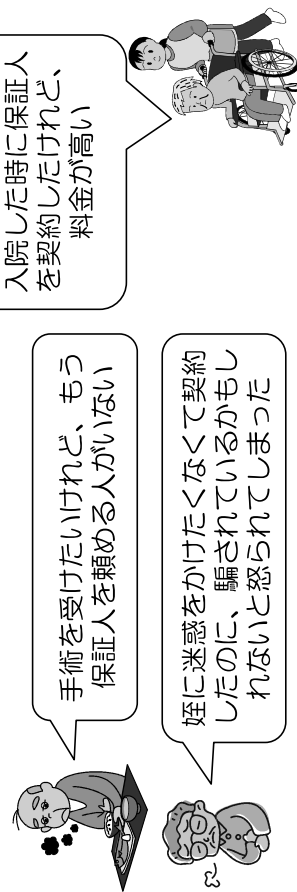
お悩みごとを抱えて誰に相談したら良いかわからない時は、すぐに契約するのではなく、本当に高齢者サポートサービスが必要かどうかを含め、まずは地域包括支援センターに相談しましょう。

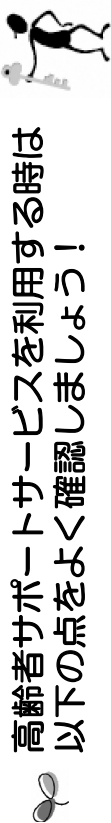
高齢者サポートサービス利用の基本の手続きと 起こりがちな悩み・トラブル

- ◆ 「高齢者サポートサービス」を利用する際は、以下の手続きが基本となりますが、次のような悩み・トラブルが起こる場合があることに注意が必要です。



(悩みやトラブルの例)





高齢者サポートサービスを利用する時は 以下の点をよく確認しましょう！

- ◆ 事業者と話し合う前に、自分でも以下のような点をよく考えてみましょう。

※ 自ら情報を集め、判断し、意思決定することによって不安がある場合は、意思決定を支援する仕組みも利用できます。詳しくはp8の相談先にご相談ください。

以下をチェック！

①要望の整理 (p6へ)

☐

自分が何をしてほしいか明確にする。
(生活支援・身元保証・死後事務、その内容)

②支払い能力の見極め (p6へ)

☐

利用のためにお金がかかるサービス、月ごとの手数料がかかるサービスの場合、使う可能性のある期間（例えば平均余命）を想定して総額を計算してみる。

☐

自分の資産状況と照らし合わせて、支払えるかどうかを検討する。

③サービス 内容の確認 (p7へ)

☐

自分がしてほしいこと、期待することを明確にして事業者者に伝える。

☐

事業者ができないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。

☐

また、契約書（案）の内容は変えることができる場合もあるので、積極的に希望を出す。

④今後のことを考えて (p7へ)

☐

自分の認知能力・身体能力が衰えた時にも適切なサポートが受けられるよう、誰と何の契約をしているかについて書面に残し、緊急連絡先等と共にわかりやすいところに保管する。

☐

契約の内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。



不安がある時は公的な相談機関である「消費生活センター」などに相談しましょう。

ここでは、よくある相談事例を紹介しつつ、高齢者サポートサービスの利用を考えている方の主な不安と、チェックポイントを紹介します。



チェックポイント① 要望の整理

- ◆ 老後の不安は誰もが持っているものです。
- ◆ サービスを契約する前に、ご自身は何が心配なのか、何をサービスに期待するのかを考えてみましょう。

(相談事例)

Aさんはご高齢の夫婦2人暮らしです。子どもはおらず、知り合いも減ってきて、これからのことを考えると不安になりますが、頼りになる相手がいまいませんでした。

そんな時、テレビで、会費を払えば困ったときに助けてくれる高齢者サポートサービスがあることを知りました。

夫婦2人で地域包括支援センターに相談し、話し合った結果、病院に入院したときの身元保証、死後の事務手続き、体調が悪くなったときの生活支援を利用したいと思い、高齢者サポートサービスの検討をはじめました。



チェックポイント② 支払い能力の見極め

- ◆ 高齢者サポートサービスには、利用するたびにお金がかかるものや、毎月一定額のお金がかかるものがあります。
- ◆ ご自身が何をどのくらい利用しそうか考えてみましょう。

(相談事例)

Bさんは1人暮らしです。少しの貯蓄と年金があり、普段の暮らしには困っていませんでした。入院した時に保証人が必要と言われ、病院で情報提供を受けて高齢者サポートサービスを契約しました。

退院後にも継続できる契約だったので、続けるのかと聞かれて不安になり、消費生活センターに相談しました。事業者から改めて説明を聞き、自分の年金・貯蓄額を比べた結果、自分でも支払える金額だと納得し、契約を継続することになりました。

チェックポイント③ サービス内容の確認

- ◆ 高齢者サポートサービスの生活支援は、緊急時専用だったり、他と比べて割高になることがあります。
- ◆ ご自分が受けたいサービスが利用できるか、具体的な例で確認しましょう。

(相談事例)

Cさんは1人暮らしです。元氣ですが、歳を取るにつれて、誰かに手伝って欲しいと思うことが増えてきました。いざというときのことも心配です。

そんなとき、雑誌で高齢者サポートサービスを知りました。身元保証や死後の事務をサポートしてくれるのはありがたいのですが、自分の住む地域では日常生活支援のサービスを提供できないと回答があったので、身元保証と死後事務のみの契約とし、日常生活支援のサービスは別の事業者を探してそちらを利用することにしました。

チェックポイント④ リスクへの備え

- ◆ もしものときは、せらかくの備えを自分で周りに伝えることができなくなることがあります。
- ◆ 契約しているサービスの内容や連絡先を、わかりやすいところに掲示しておくのも一つの手段です。

(相談事例)

Dさんのお父さんは、遠方で1人で暮らしています。先日、玄関で倒れているところを近所の方が見つけて入院しました。幸い、一命をとりとめました。

Dさんは、この時初めてお父さんが高齢者サポートサービスを契約していることを知りました。Dさんは高齢者サポートサービスを知らなかったので不安になり、お父さんと話し合いました。その結果、今度またいざという時に迅速に入院手続きを含め対応できるよう、契約している高齢者サポートサービスの連絡先を冷蔵庫に貼り付けておくことにしました。

相談先のご紹介

- ◆ 保証人を求められた時など何か困った時には、自分だけで抱え込まず、お住まいの地域にある支援機関に相談しましょう。

＜地域包括支援センター＞

どこに相談すれば良いかわからない時は、まずはお住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください。

＜消費生活センター＞

契約に関することで分からない時は、お住まいの地域のお近くの消費生活センターに相談してください。

原議保存期間	10年（令和15年3月31日まで）
有効期間	一種（令和15年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿
（参考送付先）

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙人少発第21号、丙教厚発第109号
丙生企発第122号、丙刑企発第39号
丙捜一発第12号

令和4年12月15日
警察庁生活安全局長
警察庁長官官房長
警察庁刑事局長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた
高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）

高齢者虐待事案への適切な対応については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について」（平成18年3月16日付け警察庁丙生企発第27号ほか。以下「旧通達」という。）により示しているところであるが、この度、高齢者虐待事案通報票等に係る公印の押印の省略について厚生労働省との協議が整ったことに伴い、令和5年2月1日から下記のとおり実施することとした。

各都道府県警察にあつては、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）が制定されたことを踏まえ、引き続き、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

本通達は、厚生労働省と協議済みである。

なお、旧通達は、令和5年1月31日をもって廃止する。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法7条及び法第21条関係）

法7条第1項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないこととされ、同条第2項では、第1項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。また、法第21条第2項においては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身

体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない旨が、同条第3項においては、同条第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならないこととされている。したがって、各都道府県警察において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村に通報をすること。

なお、法第17条第1項の規定により、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受けた地域包括支援センターにおいて、通報受理業務を行うことがあり得るため、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するかについては、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ定めておくこと。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものである。虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して、高齢者虐待が行われた可能性があることと判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかの判断が困難な場合があり得る。このようなときには、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が高齢者の配偶者から行われた場合は、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、

高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害高齢者の保護が必要な場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察で認知した高齢者虐待事案については、生活安全部門に集約し、生活安全部門から市町村に通報するものとする。通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ市町村に確認しておくこととするが、特に、休日・夜間において確実に連絡がとれるよう、市町村に申し入れておくこと。

通報は、原則として、別添 1 の高齢者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添 2 を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村に措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

なお、通報後 1 か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として高齢者を救出保護すること。また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

第 2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第 1 項においては、市町村長は、高齢者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別添３）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

事前協議の窓口は、生活安全部門において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

３ 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第３項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第９条第１項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第３ その他

１ 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者支援部門等関係部門間で連携を密にすること。

２ 関係機関等との連携

市町村を始め、都道府県関係部局や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

３ 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案へ適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

別添 1

第 号 高齢者虐待事案通報票 年 月 日 ○ ○ 市（町、村）長 殿 警察署長 次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	
	電 話	（ ） — 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	☐ 高齢者と同じ ☐ その他（ ）
	電 話	（ ） — 番
	職 業 等	
	高齢者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族（ ） ☐ その他（ ）
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 課 電話（ ） — 番 内線	

別添 2

高齢者虐待事案通報票の記載に当たっての留意事項

1 「発見年月日」欄

高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合には、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「近隣住民からの通報」、「家族・親族からの通報」、「関係機関からの通報」、「施設関係者からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

3 「高齢者」欄

被害高齢者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

4 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び同項第2号）の場合は、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」「看護師」「ホームヘルパー」等簡潔に記載し、加害者の所属する施設や派遣元事業者等の名称等については「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととすること。

5 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、該当するもの全てにチェックすること。なお、「身体的虐待」とは法第2条第4項第1号イに該当する行為、「養護の著しい怠り」とは同号ロに該当する行為、「心理的虐待」とは同号ハに該当する行為、「性的虐待」とは同号ニに該当する行為、「経済的虐待」とは同項第2号に該当する行為をいう。

6 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとしても差し支えない。

7 「参考事項」欄

被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。

8 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

9 公印の押印について

差出人に係る公印の押印は、省略することができる。

別添 3

		第 号	
高齢者虐待事案に係る援助依頼書			
		年 月 日	
○ ○ 警察署長 殿		○ ○ 市（町、村）長	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第 12 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
	場所		
	援助方法	☐ 調査の立会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他（ ）	
高齢者	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）	
	電 話	（ ） — 番	
	職 業 等		
養護者等	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）	
	電 話	（ ） — 番	
	職 業 等		
虐待の状況	行為類型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待	
	虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話（ ）	—	番 内線
	携帯電話 —	—	番

【参考】児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の比較表

* 高齢者及び障害者虐待防止法においては、「養護者による虐待」に係る部分の記載のみとした

	児童虐待防止法	DV防止法	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法
正式名称	児童虐待の防止等に関する法律	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
施行年	平成 12 年 5 月施行	平成 13 年 4 月施行	平成 18 年 4 月施行	平成 24 年 10 月施行
対象	児童：18 歳に満たない者	被害者：配偶者からの暴力を受けた者 ＊男女問わず、年齢制限なし	高齢者：65 歳以上の者	障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者＊障害者手帳未取得者を含む
虐待の主体	保護者：親権を行う者、現に監護する者「何人も、児童に対し、虐待してはならない」（第 3 条）	配偶者：事実婚、配偶者であった者を含む、生活の本拠を共にする（した）交際相手	養護者：高齢者を現に養護する者	養護者：障害者を現に養護する者 「何人も、障害者に対し、虐待してはならない」（第 3 条）
虐待種別	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待（しつけを名目とした虐待の防止第 14 条）面前 DV、ボルの被写体等を含む	暴力：身体的暴力、精神的暴力、性的暴力	身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待	身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待、
対応責務	都道府県・政令指定都市・中核市（児童相談所）、市町村（子ども家庭総合支援拠点）	都道府県（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）市町村	市町村又はその委託を受けた地域包括支援センター	市町村（市町村障害者虐待防止センター）（都道府県障害者権利擁護センターは、使用者と福祉施設従事者による虐待のみ）
本人への対応	虐待を受けた児童などに対する支援（第 13 条 2 項） 家庭と同様の環境における児童の養育の推進（第 4 条第 7 項）	虐待を受けた児童などに対する支援（第 13 条 2 項） 家庭と同様の環境における児童の養育の推進（第 4 条第 7 項）	高齢者への相談、指導、助言（第 6 条）	障害者への相談、指導、助言（第 32 条 2 項 2 号）
通報意思の関与	通報の段階に尊重の規定ない	「その者の意思を尊重するよう努めるものとする」（第 6 条の 2）とし、通報の段階から意思尊重を明記	通報の段階に意思尊重の規定なし	通報の段階に意思尊重の規定なし
虐待をした者への対応	虐待を行った保護者に対する指導（第 11 条） 入所等措置後の親子再構築支援（第 13 条の 2）	加害者への支援は明記なし	虐待対応の基本方針において、高齢者の意思の尊重が謳われている	虐待対応の基本方針において、障害者の自立への支援が謳われている 自立生活への支援（第 41 条）
権限行使	＊警察署長への援助要請（第 10 条） ＊一時保護（第 8 条 2 項） ＊立入調査 再出頭要求 臨検 搜索等（第 9 条） ＊面接・通信制限（第 12 条 1 項） ＊接近禁止命令（第 12 条の 4） ＊親権停止・喪失制度の運用（第 15 条） ＊里親委託・児童福祉施設への入所承認（第 12 条 3 項） 【＊は家裁の関与有】	地裁による保護命令（第 10 条） ① 被害者への接近禁止 ② 被害者への電話等の禁止 ③ 被害者の同居の子への接近禁止 ④ 被害者の親族等への接近禁止 ⑤ 被害者と共に生活している住居からの退去等	成年後見の首長申立（第 9 条 2 項） 老人福祉法による措置（第 9 条 2 項・第 10 条） 立入調査（第 11 条） 警察への援助要請（第 12 条） 面会制限（第 13 条）	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による措置（第 9 条 2 項） 成年後見の首長申立（第 9 条 3 項） 立入調査（第 11 条 1 項） 警察署長に対する援助要請（第 12 条） 面会の制限（第 13 条）
法改正	平成 20 年 4 月改正：児相強化。解錠可。 平成 24 年 4 月民法改正：親権停止（最長 2 年） 平成 28 年 6 月児童福祉法等改正：児童の意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される（第 2 条 1 項）、児童の保護者が児童育成の第一義的責任を負う（第 2 条 2 項）、児相に弁護士、児童心理司等を配置（第 12 条）等新設	平成 25 年 7 月改正；「生活の本拠を共にする（した）交際相手」追加 平成 26 年 4 月改正；「母子及び寡婦福祉法」⇒「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 平成 28 年 6 月母子及び父子並びに寡婦福祉法改正；母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加、母子父子自立支援員の非常勤規定削除等	平成 30 年 4 月介護保険制度改正により、立入調査の条文第 11 条第 1 項「市町村は・・・介護保険法第百十五條の四十六第二項の規定により・・・できる。」	平成 25 年 4 月施行「障害者総合支援法」 平成 25 年 6 月改正「障害者基本法」 平成 26 年 1 月批准「障害者の権利に関する条約」 平成 28 年 4 月施行「障害者差別解消法」等においても、障害の有無にかかわらずい共生社会の実現、個人の尊厳の尊重等の権利擁護の推進が謳われている
その他	「参照			

「東京都高齢者権利擁護推進事業高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」東京都福祉保健局（平成25年3月）P65より

(公財) 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター 一部改変 (令和2年2月版)

昭島市高齢者虐待対応マニュアル改定委員会氏名

所 属	氏 名
昭島市保健福祉部介護福祉課地域包括ケア担当	関谷 大介
昭島市保健福祉部介護福祉課高齢者支援係	大貫 幸人
昭島市保健福祉部介護福祉課高齢者支援係	川崎 裕彰
昭島市保健福祉部介護福祉課高齢者支援係	吉川 景子
昭島市東部地域包括支援センター竹口病院	菅 朋江
昭島市中部地域包括支援センターあいぽっく	椿 英登
昭島市南部地域包括支援センター愛全園	鈴木 雅子
昭島市西部地域包括支援センター愛全園	和田 光弘
昭島市北部地域包括支援センターハピネス昭和の森	水野 保代

アドバイザー

所 属	氏 名
昭島市保健福祉部福祉総務課福祉総務係	林田 絢子
昭島市保健福祉部福祉総務課福祉総務係	河原 明子
昭島市保健福祉部障害福祉課障害者支援担当	桑田 剛
昭島市社会福祉協議会	宮本 幸江

昭島市高齢者虐待対応マニュアル／令和6年3月発行

発 行 昭島市保健福祉部介護福祉課

昭島市田中町1-17-1

電話 042-544-5111

編 集 昭島市高齢者虐待対応マニュアル改定委員会